

参議院外務委員会會議録第五号

昭和六十二年五月二十六日(火曜日) 午前十時二分開会

委員の異動

五月二十六日

大鷹 淑子君

補欠選任

三池 信君

宮崎 秀樹君

出席者は左のとおり。

理事

宮澤 弘君

委員

最上 進君

委員

後藤 正夫君

鳴崎 均君

曾根田郁夫君

鳩山威一郎君

林 健太郎君

林田悠紀夫君

原 文兵衛君

藤井 孝男君

宮崎 秀樹君

中村 哲君

矢田部 理君

広中和歌子君

立木 洋君

田 英夫君

委員以外の議員

発議者

国務大臣

外務大臣

倉成 正君

政府委員

防衛施設庁長官

夫倉 宗夫君

防衛施設庁施設部長

岩見 秀男君

防衛施設庁防務部長

西村 宣昭君

外務大臣官房審議官

柳井 俊二君

外務大臣官房審議官

遠藤 哲也君

外務大臣官房領事移住部長

妹尾 正毅君

外務省アジア局長

藤田 公郎君

外務省北米局長

藤井 宏昭君

外務省欧亜局長

長谷川和年君

外務省中近東アフリカ局長

恩田 宗君

外務省経済局次長

池田 勉彦君

外務省経済協力局長

英 正道君

外務省条約局長

齊藤 邦彦君

外務省国際連合局長

中平 立君

外務省情報調査局長

新井 弘一君

常任委員会専門員

小杉 照夫君

防衛庁防衛局防衛課長

宝珠山 昇君

防衛庁装備局通信課長

早矢仕哲夫君

科学技術庁原子力局調査国際協力課長

間宮 馨君

科学技術庁原子力局技術振興課長

田中 正躬君

事務局側

防衛庁防衛局防衛課長

尾藤 隆君

防衛庁防衛局防衛課長

尾藤 隆君

防衛庁防衛局防衛課長

尾藤 隆君

防衛庁防衛局防衛課長

尾藤 隆君

防衛庁防衛局防衛課長

尾藤 隆君

防衛庁防衛局防衛課長

尾藤 隆君

防衛庁防衛局防衛課長

尾藤 隆君

防衛庁防衛局防衛課長

尾藤 隆君

本日の会議に付した案件

○文化交流に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際的に保護される者(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際開発協力基本法案(中西珠子君外二名発議)(第七五二五号)

○核兵器廃絶のための国際的取決めに關する請願

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(宮澤弘君) たいだいまから外務委員会を開会いたします。

文化交流に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めるの件、原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件、多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めるの件、民間航空機貿易に関する

協定附属書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めると、国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めると、国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めると、人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めると、以上十一案件を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松前達郎君 ます最初は、人質をとる行為に関する国際条約、それとも一つ、二本あるわけなんです、それに関連したものがですね、それについて質問させていただきます。

これを読んでみますと、この対象となるものは、人質をとる目的があつてそのために人質を解放させる、人質を解放させるために人質をとるといふことがちよつと書いてあるように思えるんですけれども、この点いかがでしょうか。そういうことでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) この条約は、もう一本の条約でございます。国際的に保護される者に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約と基本的には同じ構造をとつておるわけでございます。この基本的な構造は、御承知のように、国際的なテロ行為がありました場合にこれを処罰する、あるいは処罰される国に引き渡す、このいずれかの措置をとるといふことによりまして、いわばテロリストに対する聖域をなくすというのが趣旨でございます。

他方、人質をとる行為につきましては、この行為の性格から申しまして、犯人の処罰、引き渡しということと同時に、人質になつて被害者の救済ということも必要でございますので、そこで

第三条におきまして、人質の解放を確保するために必要な場合には人質の解放のための措置をとる。正確に申しますと、第一項で、犯人が領域内の人質を捕らえている場合に、その締約国は人質の事態を緩和するため、それから特に人質の解放を確保するため、さらに、必要な場合には人質の解放後の出国を容易にするために適當と認めるすべての措置をとるといふことでございます。したがって、処罰、引き渡しということとあわせて人質の解放の措置についても配慮したということでございます。

○松前達郎君 その点は大体わかるんですけども、どうも条約の案を読みますと、これだけじゃないんですが、非常に難しいんですけど、表現が、相当時間をかけてじっくり読まないといふことを言っているのかわからぬといふところが大部分あるんです。

まず第一条ですね、今申し上げたのは、第一条のところの三行あたりから、「人質の解放のための明示的又は黙示的な条件として何らかの行為を行うこと又は行わないことを第三者に対して強要する目的で行う」といふ、ちよつと後ろがわかりにくいんでお伺いしたんですけれども、これはさつき冒頭に申し上げたような意味だといふふうに解釈していいんでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) 確かに、国際条約と申しますのは主として英語で交渉いたしましたので、かつかついろいろな国のいろいろな主張が出まして妥協の産物である、これをまたさらには日本語に翻訳するといふ経過をとりましますので、わかりにくい規定がいろいろあると思ひます。

ただいま御指摘の第一条一項に關しましては、目的のところ、「人質の解放のための明示的又は黙示的な条件として何らかの行為を行うこと又は行わないことを第三者に対して強要する目的」といふふうになつておるわけでございますが、これは要するに、しばしば起こります人質の事件で見られますように、これこれのことをすれば人質を解放してやる、あるいはこれこれのことをそも

そもこの第三者の持つてゐる権利を行使しないよなことを条件として要求する、そういうことを人質の解放のために要求するといふ目的で逮捕、監禁することであるわけでございます。「何らかの行為を行うこと又は行わないこと」といふのは、簡単に申せば、作爲または不作爲を強要するといふことであらうかと思ひます。

○松前達郎君 それから第九条ですが、引き渡しについてですけれども、引き渡しの請求に応じなければならない場合というのがありまますね。その場合として、人種ですとかあるいは国籍、宗教あるいは民族的な問題、または政治的な意見、こういうものを背景として、これを処罰したいから引き渡せといふふうな要求に対しては引き渡してはならない、こういうことがこの中に記載されていると思ひますね。実質的な根拠があるかないかの判断をしなければならぬと思ひますが、この判断については非常に難しい面もあらうかと思ひますけれども、一体どこがこういう判断をするのか、その辺はどうなつておるでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) この第九条に定めておられますのは、いわゆるノンフルマンの原則といふものでございまして、この引き渡しの事案が生じたときに、その引き渡し先で引き渡される人物が、この場合容疑者でございまして、引渡される人物が政治的な理由、宗教的な理由等々によりまして迫害を受けるというような危険がある場合には引き渡してはならないといふのがこの規定の趣旨でございます。迫害されるおそれがある場合には引き渡さない、あるいは亡命者である場合にはこれを送り返さないといふのがいわゆるノンフルマンの原則でございます。これが国際法上の原則として確立しているかどうかという点は若干争ひがございまして、ただ、最近ではかなり広く取り入れられている原則だと言つて差し支えないものと思ひます。

そこで、このような事案が起こりました場合にどこが判断するかといふことでございますけれども、第一義的には、やはり引き渡しを請求を受け

た国におきまして判断することにならうかと思ひます。

先ほど非常にわかりにくい規定が多いといふことの御指摘がございましたが、一つは、この条約の場合には、テロリズムに対する防圧措置という面と、同時に容疑者の人権という要素と、この二つがあるものですから、その間の調整といふことであるいろいろなバランスをとつていふという面があらうかと思ひます。

○松前達郎君 そうしますと、この判断というのは要求を受けた国が第一義的に行う。ということとは結局、日本の場合ですと、日本政府が要求を受ければ日本政府がやる。政府がやるとすると外務省ということになるわけですね。

○政府委員(柳井俊二君) 日本の場合で申しますれば、日本政府が第一義的には判断するということでございます。対外的には直接には外務省といふことにならうかと思ひますが、ただ、入国管理の問題でございまして、その他のいろいろな要素がございまして、やはり最終的には政府全体として判断するということになると思ひます。

○松前達郎君 それから、国際的に保護される者に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約、これについて、国際的に保護される者といふことは大分広い範囲をこの中には記載されておりますが、例えば外交官、これが一番中心になると思ひますね。今まで、こういったような犯罪が起こるであらうといふような予測、例えば日本から出向している外務省の関係者、こういった何か例がございましたか。

○政府委員(柳井俊二君) 今予測されるかといふ問題につきましてはよくわかりませぬけれども、この条約の採択に至つた背景といたしましては、この条約は一九七〇年代初めのころに検討されまして、七三年でございまして採択されたわけでございます。その時期におきましては、かなりい

止をどうしようかという問題が国連で出てきまして、いろいろテロリズムの防圧措置につきましては考えがあったわけがございます。

当初は、いわゆる国際テロリズム全体を対象としたしまして、これに対する処罰その他の措置を決めた条約をつくらうというふうな動きもあつたわけでございますが、これはいろいろな形態がございますので、やはりアフリカ諸国を中心としたしまして民族解放運動をやっている人たちがあつたわけでございます。この人たちが、テロリズムの防圧ということを口実にそういう解放闘争が支障を来すのではないかとというようなおそれを表明いたしまして、なかなかうまくいかなかったわけです。そこで、国際的に保護される者である元首、外務大臣あるいは外交官というものに絞って措置をとらうかということになってたわけでございます。

差し迫って何かそういうようなことが起こりそうかどうかということになりますと、具体的にそのような情報があるわけではございません。○松前達郎君 最近各国にある大使館が、大分嚴重な態勢といえますか、外から入っている人に対するチェック等も大分嚴重にやられているように、何か情報等があつて、最近特に日本は世界から孤立するなというふうなことも言われているように、日本に対する批判等を含めてそういうテロ行為がある可能性もあるということ、恐らくそういう嚴重にコントロールされているんじゃないかと思うんですね。特にそういう問題がなければ大変結構なことだと思います。

それから地位協定の特別措置について、今回は、我が国が雇う労働者、これはアメリカ軍基地で働くそういう労働者、こういう労働者に対する諸手当の二分の一負担ということですね、まあ思いやりというふうに言われていますけれども、これはちよつと聞きましたら、アメリカが非常に感謝しているというふうな話をちよつと聞いたんですけれども、そういうことをお聞きになりましたか。

○政府委員(藤井宏昭君) 今回の地位協定二十四条に関する特別の措置を国会にお願いしている件につきましては、我が国が自主的に決めたものではございませんけれども、その行為自体に対してアメリカ政府は一般的にこれを高く評価しているというふう聞いております。

○松前達郎君 今の二分の一を負担するというその理由として、一つは円高というのが挙げられているんじゃないかと思うんですね。これは理由として円高というのが最大の理由でしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) この措置をお願いいたしております理由は、この協定にございますように、最近の経済情勢の変化、この変化が原因でございまして、その最近の経済情勢の変化の中で最大の要因は、一昨年九月以降の円高ということでございます。

○松前達郎君 そうしますと、円がさらに高くなるような事態が出た場合にはまたこの二分の一がふえていくという可能性があるように思ふんですね。そういうことは今後あり得るんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) この措置は、一昨年の九月以来の急激な円高、それが日本人の労働者の雇用の安定に与える影響、それが在日米軍の使命の効果的な遂行ということ、それを確保していくというための措置でございまして、そのための一時的な、暫定的、限定的なかつ特別の措置でございまして、したがって、この措置は五年間というところで終わるというふうな考えでございまして、○松前達郎君 しかし、円高がこのままの状況で

続くとときはまたさらに延長もされるであろうし、というふうな受け取れるんですけれども、一遍このういものが実施されますとこれが定着しちゃつて、こういうふうな措置をするということが当たり前になつてくる。そうなりますと、また円がどんと上ればさらにまたもつと負担をふやしていくという格好にどうもなるような気がしてしよ

うがないますね。それが一つ、それからさらに、それが逆に今度は急速に円

が安くなつた場合にもとへ戻すのか、こういう問題ですね。やはりなし崩しにどんどんそういうふうな状態に入つていくと、最後は全額負担なんというところまで行つてしまふんじゃないかという気がするんですけれども、そういうことは絶対ありませんか。

○政府委員(藤井宏昭君) 第一点は、この措置は、先ほど申しました急激な円高と最近の経済情勢の変化ということが原因でございまして、そのよう大きな今までのような円高というふうな事態が将来これからはあり得るのかということ、これは経済情勢の将来の見方でございます。それからいろいろな情勢、例えば日本における雇用の情勢とあるいは在日米軍の労働者の雇用形態とかいろいろございまして、そういうことを全体考えましての措置でございまして、このような状況というものが将来再現するかどうか、これは現段階において全く予断すべきものではない。

いづれにしましても、今回の措置はそういう非常に大きな変化があつたという情勢を踏まえた措置でございまして、それを五年間という制限を限りまして、さらに明示的に項目を挙げまして、最大限そのうちの二分の一という限定を明確につけてまして国会にお願いしているわけでございます。

先ほどの御質問の点でございまして、将来例えは円安になつてきたらどうかということでございます。これは、もちろんこの五年間のうちにどういふような円のレートになつていくかということとは予断できないわけでございますが、一つは、もちろん運用の面におきまして、毎年二分の一を限度といたしまして、予算の範囲内で日本政府が決定いたしました米政府に毎年の額は通報するわけでございますから、その辺の運用の中で、当然円高あるいは将来もし仮に円安という事態が起きますればその辺のことも勘案し得るということもありまして、いづれにしましても、この措置はこの大きな円高ということが起きたその結果の暫定的な措置でございまして、それが雇用と

いふ問題の性質上、それが極めて短期間であつてもいけないということ、全体として五年間という期限を限つて特別を設けようということをお願いをしている次第でございます。

○松前達郎君 円安になつた場合には、急激な変化ですね、経済上の問題としての、そのときにはどうするということにはこれは全然、協定をそのときにまた検討するということには入っていないんですね。ですからこれで五年間決まつてしまふわけですね。ということは、五年間円高が続くというふうな予断されて決めたんだらうと思ふんですけれども、その辺いかがですか。もし円安になつたときはどういふふうなこの協定を処置できるのか。五年後じゃないとできないのかどうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 先ほど申し述べましたように、特定の項目を限定いたしまして、その二分の一を上限といたしまして、毎年予算で日本政府が決定してアメリカ政府に通報するというのがこの特別のシステムでございます。したがって、これは理論的な問題でございまして、円安といふようなことになりまして、その運用の面でそれが反映できるかどうか、その辺のことは将来の問題でございまして。

ただ、基本的に五年間といたしましたのは、一昨年以來の六〇%以上の急激な円高という事態があるわけでございます。その事態によりまして在日米軍の日本人労働者の雇用の安定が脅かされているという事態がございまして、これを解決していくことが在日米軍の目的達成に資するということでございますので、それに対して暫定的な措置を行う必要がある。その暫定的な期間をどのくらいにするかということもございまして、円高といふものの一時的な性格を踏まえたが、しかし雇用といふもののある程度長期の安定ということが必要であるということも踏まえて、五年間ということをお願いしている次第でございます。

○松前達郎君 今藤井さんのおっしゃつたことを伺つてみますと、二分の一以内でということをおっしゃつたのですが、これは二分の一に相当す

る金額と決めてあるんですね。二分の一とはつきり決まっていますね。以内でも調整できるということなんです。それとも二分の一と決めてやるのか。これは第一条にはそう決まっています。じゃないかと思うんですが。

○政府委員(柳井俊二君) 第一条におきましては、今先生御指摘のように、「当該経費の二分の一に相当する金額を限度として負担する。」というふうに規定をしておりますので、この限度内であれば調整が可能なのでございます。

○松前達郎君 わかりました。そうすると調整できるわけですね、その範囲内で。二分の一以内で調整できる、こう解釈していいですね。これは毎年毎年調整をするのか、その都度何か急激な変化があったときに調整できる、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) 具体的な金額につきましては、第二条にございますように、日本国は、日本国の会計年度ごとに、この第一条の規定に基づきまして負担する経費の具体的な金額を決定し、当該決定を米側に通報するという事になっておるわけでございます。

○松前達郎君 それでは次に移らせていただきます。防衛庁の方お見えになっておられますが、最近OTHレーダーの問題が随分いろいろと報道されたりしております。防衛庁がこのOTHレーダーを導入するということに決まったという様なことを伺っているんです。OTHレーダーの性能、その導入の目的というのは一体どういふところにあるのか、これをひとつ御説明いただきたいんですが。

○説明員(宝珠山昇君) 御説明いたします。専守防衛の防衛戦略をとっております我が国にとつては、警戒監視あるいは情報収集機能の充実というのが非常に重要だと考えております。特に軍事技術の進歩によりまして航空機などのスピードが高まってくるという様な傾向の中でますますその重要性は高い、こう考えているわけであり

ます。そういう観点から、かねてからOTHレーダーについて注目しているところでありますが、米國におきましても、昨年の秋から一部について実配備あるいは実験的な運用を始めているという状況であります。そういう流れの中で、六十年の秋に閣議決定いただきました中期防衛力整備計画におきまして、OTHレーダーの有効性などについて検討の上、必要な措置を講ずることになっております。現在それに基づいて検討を進めているという状況でございます。六十二年度予算では約六百万円の子算をいただいております。現在その執行をすべく調整をしております。その一部は、米國における運用の状況などを調査することであり、一部は、我が國に設置するに当たっての電波環境などの調査を行いたい、こう考えているものであります。

性能の面では、OTHレーダーは送信所と受信所とその運用センターの三つから成ると考えておりますが、送信所からおよそ千キロメートルから三千キロメートル先ぐらゐの移動物体について情報を得られるというふうな理解しております。

○松前達郎君 今移動物体とおっしゃったんですが、航空機だとかあるいは飛しょう体、ミサイルも含まれるでしょうか、そのほか船舶の移動の情報をとることができると聞いています。これもできるんですか。

○説明員(宝珠山昇君) 現在アメリカで開発中または運用中のものには二種類ございまして、空軍用をOTH・Bと呼んでおりますが、これは航空機の動静がキャッチできるというふうな理解しております。我が國で導入する場合においては、もう一つ海軍で開発中の、ROTHと呼んでおりますが、艦艇の動静もつかめるものを導入するのによろしいのではないかと方向で検討しておりますところでございます。もう一つの、ミサイルについてということですが、ミサイルは非常に多岐にわたりますので一概には言えないというふう

に承知しているところであります。

○松前達郎君 今検討中ということで調査費がついているわけですね。大体、調査費がつくということは導入を決めるということにつながるわけなんです。今おっしゃいましたように、艦船、航空機、こういうものの情報がとれる。アメリカの場合もまだ私は完成されたものではないような気もするんですね。そういう話も聞いておりますし、技術的な完成度については現段階ではどういふふうにお考えでしょうか。

○説明員(宝珠山昇君) 先ほど申し上げました空軍用のOTHレーダーについては、既に米本土の西海岸において実運用中であり、引き続き設置計画を既に予算化されているのが米國防報告で発表されておりますので、既に技術的には完成しているものと申し上げられると思っております。それから海軍用のOTHレーダーにつきましては、昨年の十月と聞いておりますが、同じく西海岸においてプロトタイプと呼んでおりますが、その運用試験を行っております。来年度以降逐次実配備の予算化が計画されておりますので、これも完成については技術的な問題点が大きく残されているとは理解していません。

それから調査費を既につけたことは、我が國がOTHレーダーを設置することを決めたことではないかということでございます。現在まことに有用性についてはかなり見通しを得ておりますが、設置の可能性については、これから電波環境でございまして、用地取得の問題とございまして、検討しなければ何とも言えない状況でございます。決して設置を前提とする調査を行っている状況ではないということをお理解いただきたいと思

います。

○松前達郎君 設置前提じゃないと調査できないんですけれどもね。一説によると硫黄島、喜界島とかいろいろありましたね。最近ではどうもそれが硫黄島に設置するように米軍の方からの要請があるというふうな報道もあるようですが、こうなると、いわゆるOTHレーダーの監視網といえますか、こういうものが全体として構成

される、その一つとして設置をされるというふうな言われているわけなんです。このレーダーそのものは、単独で十分機能するということよりも、そういうネットワークがある中で機能していくという方が有用であるというふうな聞いています。その点いかがでしょうか。

○説明員(宝珠山昇君) 前段の設置場所についてであります。かねてから申し上げておりますように、南西諸島または小笠原諸島の島嶼部に設置するのがOTHレーダーの性能などから見て適当であろう、適当というか、それ以外にないであろうという考え方をとっております。その性能などから見れば小笠原諸島のいづれかの島の二つの組み合わせが最もよろしいのではないかと、いづれかの場所を現在特定できるとか特定したという様なことは全くございませんで、むしろ用地取得の問題の方が大きいという認識をさえて持っております。

それから単独運用が可能なのかどうかという点でございますけれども、可能だということをおねがひ申し上げます。これを設置したとして、運用する場合において、単独で可能であるとおっしゃっておりますが、単独でも情報は集まると思っておりますけれども、しかし総合的な情報の価値といえますと、やはり単独じゃなくていろいろの組み合わせ、その他のOTHレーダーの組み合わせいろいろあると思うんですね。ですから、恐らく単独で運用するというのは私はどうも考えられない。また同時に、運用の結果集まった情報をどういふふうを送り出すかという問題ですね、情報通信の問題。

これはまだ場所が決まっていなとおっしゃっています。例えば硫黄島あたりですね、そういうところにしたとしますと、当然そこから情報が送られてこなきゃ話にならない。そう言ったときにその情報通信というのはどういふ方式でやろうと考えられるのか。あるいは衛星利用しようとい

うか。

うのか。この衛星利用の問題も非常に問題になっているわけだけれども、その辺どういふふうに予測をされているか。もし御意見があったらお知らせいただきたいと思ひます。

○説明員(宝珠山昇君) 設置場所を含めましてその通信系をどうするのか、それから得られた情報などをどこに伝達するのかというふうなことはまさにこれからでございますけれども、自衛隊の運用という観点からは、航空の警戒監視という観点では、航空隊の司令部には少なくとも送る必要があるというところは考えられます。それから艦艇の動静、あるいは航空機も同様であります。自衛隊の司令部、それから陸上自衛隊のおおの総監部などの司令部には送る必要があるかと考えております。この通信系をどうするかという点は、いづれ設置場所などとあわせて、六十三年度以降の場合によつては検討することがあるかと考えられるものであります。

それから単独運用する場合で十分に有効にできるかという御質問かと思ひますが、たゞさんのOTHレーダーによつて得た情報の解析の仕方というふうなことについては、情報交換などを通じて相互に充実していくことはあるかと思ひますが、これはOTHレーダーに限ります。情報交換一般として日米関係では行つてゐるところでございます。その範囲で十分可能であるというふうなことを考へております。

○松前達郎君 今ちょっとお話しされましたように、通信系がないと何の意味もない。まさか専用のケーブルを引くわけでもないでしょうし、恐らく一番簡便な方法は衛星利用だということになつてくるんで、当然、そうすると、防衛庁が独自に通信衛星を上げるなんという問題まで発展する可能性もあるんですね。しかも、衛星を使えば米軍との連絡というのも非常に簡単にできるよになつてくる。そうするとそれこそ衛星の軍事利用ということに入つてくるわけですから、そういう意味を持って私今質問させていただいたんです。設置するということと、それから設置した後の

通信系ということですね。この二つがやっぱり解決しなと意味がなくなつてくるんですね、設置の意味が。その辺をちよつとお伺ひしておきたいんですが、どうですか。将来衛星を上げて通信をするなんということはやりませんが、軍事利用はいたしませんというところは言えますか。

○説明員(宝珠山昇君) まだ設置するかどうかを含めまして検討中の問題でございます。衛星を利用しての通信というののも一つの検討課題であらうと思つております。このために独自の衛星を必要とするというふうなことは今私どもは考へておりません。仮に利用するとした場合においても、一つの通信系を一般の通信と同じように利用していただくということにならうかと思ひますが、これも検討した結果では全くございません。その点御理解いただきたいと思ひます。

○松前達郎君 それからついでなんでもう一つお伺ひをしたいと思います。潜水艦通信用の超長波の送信の問題ですね。きのうの新聞に出ているんですが、えびの市に設置しようということですね、これはもう決まつたんですか。通信関係の方見えていませんか。

○説明員(宝珠山昇君) ちよつと所管外でございますが、VLFの通信所自体は潜水艦に対する、水中に在るままの潜水艦に対する通信手段として非常に重要だと考へておりまして、かねてからいひまして十数年にならうかと思ひますが、検討さしていただいでいるところであります。その設置候補地を、先ほど御指摘のえびの市が一つになつてゐるということまでは承知しておりますが、決定したものかどうかについてはちよつと私どものところではわかりません。

○松前達郎君 通信課長見えていますね。通信課長担当じゃないんですか、これ。いかがでしょう。

○説明員(早矢哲夫君) 今お話がございました超長波送信の話でございますけれども、現在は、先ほど先生御指摘ございましたように、用地取得の問題について検討しております、それについて

て私どもが聞き及んでおりますのは、今防衛課長の方から御説明したとおりでございます。それで、最終的にえびの市に決定したということについては私どもまだ聞き及んでいない、そういうことでございます。

○松前達郎君 大分いろいろと交渉があつて、えびの市の方がまた反対だとか賛成だとかいろいろ意見があるというのが情報として入つてきてゐるものですから、当然何かコンタクトをされて候補地としては一応考へてゐるということだろうと私思つておるんです。

そういう通信関係あるいは情報収集について、これは防衛庁にとつてむしろ非常に重要な問題かもしれないわけですね。しかし、我々としては、専守防衛ということでおつしやつたわけですから、それなりの防衛に必要な内容であれば、専守防衛ということをお認めたと考へれば、ある程度のは必要だといふのはわかるんです。ただ、さっきのOTHに関しては相当大きな戦略としてアメリカとの共同態勢というのがどうも考へられそうなんですね。例えば結果の分析とかそういうものも、日本のコンピューター技術が進んでいるからという問題もあるかもしれませんが、非常にそういう関連性が強いものですから、だんだんと全体の戦略に組み込まれていくような感じがしてならない。そういう意味でさうは質問をさしていただいたわけですね。

基本的なことを質問さしていただいでわかりましたので、またいずれの機会にもちよつと具体的な話が出てきたときにお尋ねしたいと思つております。

私の質問はこれで終わります。

○矢田部理君 質問に入る前に、委員長に一言意見を申し上げておきたいと思ひます。最終的には理事会で決まつたことではありますから結論は従いますが、前回六件、きょう十一案件、これを一括上程して審議をするというのはいかにも異常なものでありまして、率直に申し上げて、案件の名称を覚えることすらなかなか容易でない

という審議のありよう、あり方については、これは委員長もいろいろ苦慮された結果の結論だろうと思ひますが、これは特殊異例の事態として余り今後前例としていただきたくないが、いかがなものでしょうか。

○委員長(宮澤弘君) 御意見はしかと承つておきます。

○矢田部理君 そこで外務省に伺ひますが、六月八日からベネチアでサミットが開かれます。今度のサミットのテーマはどんなことになるでしょうか、外務大臣に伺ひます。

○国務大臣(倉成正君) サミットの議題は、今関係国の間でいろいろと協議中でございますが、恐らく経済問題、世界経済全体のマクロ政策の問題、これが一つの大きな中心課題になると思ひます。さらに東西関係の問題、その他もろもろの問題、各国共通の関心事項について今議題を整理中でございます。

○矢田部理君 少しく抽象的なので、もう少し身の話に入つていただいで……

○国務大臣(倉成正君) 今各国全部いろいろ調整中でございますから、これこれの議題ということはまだ最終的に決まつておりません。ただ、御承知のとおり、マクロの経済政策というのは一番大きな問題の一つになるでしょうし、また東西関係ではINF、軍備管理交渉、こういうものがやはり一つの大きなポイントになるだろうということには間違ひないと思ひます。

○矢田部理君 日本としては、こんな点を議題にしたいという考へ方はございますか。

○国務大臣(倉成正君) きょうシンガポールの外務大臣が参られまして私と会談いたしますが、やはりASEANの諸国の御要望というふうなものもひとつ聞いてみたいと思つております。したがつて、先ほどから申しましたような点を含めてASEAN諸国がどういふ問題について御関心を持つておられるかということについても聞いて、これはアジアからサミットに参加する日本といったしましては当然その意見を反映したいと思つてお

かと思ひます、先方の立場もあると思ひますので、過去三年ぐらいたったかと思ひますが、の間に、何回といふふうに申し上げるほど規則立ったものではございませぬけれども、時に応じまして、第三国の場で先方から話しかけられてきた場合にいろんな、社交を除きますと、国際情勢のお話をするとかといふことで接触は持っております。

○矢田部理君 倉成外務大臣の先ほどの三番目の原則ですね、南北朝鮮の関係をバランスをとりに進めさせるといふ意味の内容の一つに、共和国に対する政策を従前よりも一歩進める、より前進をさせるという意味内容は込められているのでしようか。

○國務大臣(倉成正君) これは周囲を見ながら進んでいくということではなからうかと思ひます。バランスをとるということに意義がございませぬので、それで御理解いただきたいと思ひます。

○矢田部理君 周囲を見たり、バランスをとったりということに余力点を置き過ぎるときはつぱり進まないで、バランスをとりながら進めるという方にアクセントを置くべきでないかと思ひます。

○國務大臣(倉成正君) まさにバランスをとるにつ進めるわけでございます。

○矢田部理君 私としては、戦後問題というのは幾つか依然として残っておりますが、戦後問題の最大の課題はやっぱり朝鮮問題だと思ひます。この問題にもっと日本の外交が積極的な展開をすべきだ。安倍さんの時代にそんな姿がちょっぴり見え始めたのでありますが、倉成さんの時代、まだ必ずしも鮮明になっておりませぬので、倉成外交の存在理由としてそこはひとつ力点を置いて考えていただきたかと思ひますが、この点について外務大臣の見解を伺っておきたいと思ひます。

○國務大臣(倉成正君) 基本的には、やはり朝鮮半島の問題は南北双方が話し合つて決めるべきものでございまして、南北の対話の促進の情勢をつくり上げていくということが日本の立場じゃないかと思ひます。

ウル・オリンピックというのはい一つの契機になるんじゃないかと思つておるわけでございます。

今、南北の関係におきましては、それは申しましても相互の不信任感というのが非常にまだ強いわけでございます。そういう中にこの南北対話をどう進めていくかというところは非常に難しいわけでございますから、一方的にこうしろとかああしろとか言うわけじゃなくて、やはり周囲からずつとそういう情勢をつくり上げていくということが現実的ではないかと思つておるわけでございます。

○矢田部理君 ちよつと観点を変えます。政府はしばしば、西側の一員とか西側の団結ということ、西側という言葉を使うんですが、西側というのはどんな意味合いを込めているのでしようか。西側のメルクマールは何でしようか。

○國務大臣(倉成正君) 西側というのは国際法上の定義は、もしあれば条約局長から恐らくないと思ひますので、説明させますが、私の承知している限りでは、自由主義、自由経済、それから民主主義、こういうものを政治的にも経済的にも信奉し実行している国々、それを西側というふうには私は理解しておりますが、もっと正確な意見があるかもしれないからお教えいただければ幸いです。

○矢田部理君 それを前提にして伺いたいと思ひますが、韓国は西側の一員でしようか。

○國務大臣(倉成正君) 西側と申しますか、私どもの理解では、西側というのを、厳格な定義はございませぬけれども、まあ強いて分ければ西側と申しても差し支えないんじゃないかと思ひます。

○矢田部理君 強いて分けなければ西側ということ、少し微妙な表現なのでありますが、韓国の民主主義とか自由とか人権状況について外務省はどんなふうに認識をされているのでしようか。

○政府委員(藤田公郎君) 余りほかの国の内情につきまして価値判断と申しますか、というふうなことを申し上げるのはおこがましい話かと思ひますけれども、ただいま外務大臣から御答弁申し上げましたように、自由、民主主義を享有している国だといふ考えでおります。

○矢田部理君 これは外交課題の私は重要なポイントの一つだと思つておるんですが、自由とか民主主義という以上、やっぱり人権問題についても、とりわけ日本と韓国との関係ではいろいろなつながりがあるわけですから、より積極的に関心を持つてかかるべきだと思つておるわけですか。

これは二、三例を指摘いたしますれば、現在の韓国の状況は、政治犯数千人が投獄をされているんです。改憲問題をめぐって、あるいは光州事件七周年の集会等めぐって大量の逮捕者、弾圧者が出て、非常に強権政治が続いているわけでありまして、この状況についてどう見ておられますか。

○政府委員(藤田公郎君) これは今までも政府として御答弁申し上げているところだと存じますけれども、他国内政の問題について、それに容喙するような発言は慎むというのが我が国が、韓国に限りませんが、他の国との関係で一貫してとっている立場かと存じます。

○矢田部理君 統一民主主義という野党が最近結成をされました。その綱領に、民族統一が政治的理念や体制を超越した民族の第一の課題であるというところを認識してやろうという記載があるわけでありまして、これが国家保安法違反だといつて捜査の対象にされる。野党の存在を許さない、統一というのを認めない、こういう態度が民主主義、あるいは自由の価値を享有する国と言えらるものでしようか。

○政府委員(藤田公郎君) この綱領の問題は、委員もよく御承知のとおり、三点につきまして国家保安法等の違反の疑いありということ、五月十五日に国土統一院の長官が談話を発表いたしました。イデオロギーを超えて統一云々というこ

とが、体制を超えた民族的な第一課題である、この部分が国家保安法等の違反の疑いがあるということ、これを書かれた、たしか事務局の方かと思ひますけれども、統一党の方がいろいろ話を聞かれておるといふふうに承知しております。

また先ほどのお答えに戻りますけれども、韓国内法上一つの政党の綱領をどういふふうになすかという、全くの内政の問題ですので、これをどう我が国として認識するかということ、これを上げるのは差し控えていただいた方がいいかと思つておる。

○矢田部理君 前にも私は高順子さんの拷問の実態を取り上げたことがございませぬ。今日では、韓国の学生の朴鍾哲君が拷問を受けて殺されたということが大変問題にされているわけでありまして、政治犯に対する拷問、あつてはならないその種のものが日常化していると言われているので、この現状をどう見ますか。

○政府委員(藤田公郎君) 本件は目下韓国の中で非常に問題になりまして、御承知のとおり、デモとか抗議運動等が行われているということは私も承知いたしておりますし、重要な隣国でございまして韓国の情勢について関心を持って注目しているというのには当然のことでございますが、いづれにせよ、他国内政の問題でございまして、個々の動きについてコメントを申し上げるのは差し控えていただきたかと思ひます。

○矢田部理君 韓国の文化公報部広報政策室というところから「報道指針」というのが出されておりました。新聞社やテレビ会社、マスコミ各社に対して大変厳しい報道統制がなされている状況を御存じでしようか。

○政府委員(藤田公郎君) 今先生お読み上げになりましたもの自体私承知いたしておりますけれども、韓国が置かれております厳しい国際情勢と申しますか、状況と申しますか、そういう状況から、先ほどの御指摘の法律等、日本に比べましたらいろいろの面で厳しい制約があるというのには現実だと思ひますし、韓国の置かれている状況か

ら見て日本とは差もあるというのも仕方のないことじゃないかと陰ながら思っております。

○矢田部理君 韓国の置かれている状況から仕方がないという言い方が私はちよつとひつかかりますが、内容の指摘をしてみましよう。

民主言論運動協議会という団体がその資料を入手し、「マル」という表題の特集号を発行してその実態を暴露しているわけでありますが、それによりますと、報道各社に対して、報道を可、不可、絶対不可の三種に分類をする。その例として、例えば富川警察署の性拷問事件について、まずその記事を社会面に載せること、記者の独自の取材内容は載せない、検察発表の内容だけを報道せよ、名称は強制わいせつとせず性的侮辱行為とすること、弁護人団の告発状や女性団体の声明は一切報道をしないこと、こういう指示を出しているんです。

二、三例を引きますれば、仁川事態というのがございましたが、それについて、一面トップは韓英首脳会談に、デモ記事は準トップか社会面で扱いなさい、デモを批判的に取り上げ、デモを引き起こした新民党の問題をつきなさい、こういう指示が報道指針となされている。さらには、日本関係も随分出てくるわけでありまして、アメリカのソラーズ議員のワシントン・ポストに対する寄稿について、これは一々内容を指摘すると時間がかかりますのでやめますが、内容が不愉快だからコラム記事などで批判をせよ。日本の某新聞のこういう社説があるわけですが、「韓国の改憲主張、性急の上ない」、この社説については目につくように報道しなさい。

こういうことが連日のように行われているというふうな伝えられているんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(藤田公郎君) 今委員がお読み上げになりました指針と申しますか、指示のようなものには私は承知いたしております。

○矢田部理君 もう二、三だけ紹介をしておきますれば、例えば新民党の野党議員が質問した拷問

事件あるいは抗議の焼身自殺事件、農民のデモ事件などは一切報道をしないこと。国民の九五%が軍部統治ではなく文民統治を希望しているということも質問の趣旨に込められているのでありますが、その内容も報道はまかりならぬ。

日本関係について二、三紹介をしますと、鈴木前総理が韓国を訪問した後帰国に際して記者会見をしたわけでありまして、その中でこういう発表をしたそうです。「全大統領が私に、日本は韓半島平和定着のために、韓・中共間の橋渡しの役割をしてくれ」というふうな鈴木前総理が記者会見で述べた。これは報道をしないように。もう一つ、日本関係は幾つもあるのですが、谷洋一日・北韓議員連盟会長代理、最近ピョンヤン訪問中に金日成と会談。金日成の談話がそこに出るわけでありまして、「今年中に南北首脳会談用意……戦争の意思ない」云々した内容は報道をしないこと。などなど、報道の内容、それから扱ひの記事の大きさ、見出し、用語等々に至るまで連日わたって報道機関に韓国政府から介入が行われている。これはもう読み上げたら切りがありません。

そういう事実を指摘されてもおかしく韓国の事情からやむを得ないとお考えですか。

○政府委員(藤田公郎君) 基本的には、先ほど来申し上げておりますように、具体的な内政の問題については個々の点についてコメントを申し上げるのとは差し控えていただきたいと思っております。

ただ、ただいま委員がいろいろマスコミに対しての指示が発せられているという御指摘でございますが、その点私自身は少なくとも承知しております。その点から、それについてコメントをする立場にはございませんが、韓国との関係を扱っておりますの感じを申し上げますと、それは日本ほどではないのかもしれませんが、かなり韓国のマスコミも政府攻撃、自分の国の政府ですら、政府批判等を大げらにやっております。それに見受けておりますし、かなりの批判的な機能は果たしていただけるように私は実感では感じております。

○矢田部理君 外務省は状況に対する認識不足か、知っていてもあるいは知らぬふりをしているか、いずれかだと思いますが、これだけの報道統制、報道に対する圧迫、干渉の中で韓国のマスコミは確かに頑張っている部分があるわけでありまして、状況はやっばりそういうことである。

その点で、自由とか民主主義とか人権とかということについても一度認識を新たにしながら朝鮮問題に取り組まないで、日本の政治の対応は大変まずいことになってしまふ。その点で、人権とか民主主義とか国境を越えた価値の問題については、単に、先ほど西側というのは自由と民主主義の価値感を享有する国々だ、韓国もその一つだなどという説明では暗い切れない内容になっていることをひとつ驚と認識をいただきたい。また、その認識を踏まえた中で朝鮮問題を位置づけていき、外交の展開を考えていかないと、中長期的に見れば大変なことになってしまふ。韓国の現政権を肩入れをし、それとむむ関係だけで朝鮮問題ををはかっているんじゃないかということも厳重に警告をしておきたいというふうに思います。

そこで次の質問に移りますが、外務省、間接侵略というのとはどんなふうな定義をされていますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) 国際法上、間接侵略というのにつきましては何も明確な定義があるというわけではございませんけれども、通常用いられております意味は、直接侵略というのが武力を用いまして実力をもって他国を侵害するということだと考えられますので、それに対して、そのような実力の行使に至らない方法をもって他国を侵害することというふうに解して差し支えないのではないかと考えられます。

○矢田部理君 戦後、日本政府として、世界的に見て、これが間接侵略だというふうに認定をしたケースはございますか。

○矢田部理君 じゃ、間接侵略が問題にされた例はございますか。

○政府委員(齊藤邦彦君) 国際的に問題にされた例があるかというお尋ねが、ある国が、自国が他国によって間接的に侵害を受けているという主張をした事例があるかというお尋ねであるとすれば、それはそのような事例は幾つかあったというふうな承知しております。

○矢田部理君 質問を先に進める意味で申し上げますが、アメリカでニカラグアのコントラに対する援助が問題になっておりますね。ニカラグアの反政府ゲリラに対して米政府が金銭や武器援助をしたという疑いで現在調査中のわけでありまして、これは間接侵略には当たりにませんか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいま矢田部委員御指摘の問題は、国連等の場で今討議をされている事態でございますので、これが間接侵略か否かという点につきましては我が国が認定を下すということには適当でないと思えます。

○矢田部理君 先ほどあなたが述べられた定義に照らして、いかがでしょうか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの御答弁を繰り返す以外にないわけでございますので、この具体的な事例につきまして我が国がどう認定するかという点を明らかにすることは適当でないと思えます。

○矢田部理君 それは、我が国は、そういう事例があつてもいつも間接侵略という認定と見方はしない、こういうことでしょうか。

それからもう一つは、少なくとも国連で議論をされるということであれば、我が政府としても態度を迫られると思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○政府委員(齊藤邦彦君) 冒頭にお答え申し上げましたとおり、間接侵略というものの明確な定義がございませぬので、いかなる場合でも我が国が間接侵略と認定することがないのかどうかという御質問には非常に答えにくいわけでございます。それから、具体的なケースが国連等の場で討議

されまことに、我が国がその討議に加わりまして一定の立場をとるといふことは、これは当然あるわけでございます。

○矢田部理君　ですから、国連で論議をされているということであるとすれば、我が国としてはどういう態度をとるのですか。

○政府委員(齊藤邦彦君)　ただいまの御質問が、アメリカとニカラグアとの関係について我が国が国連でどういう態度をとっているかという御質問だとすれば、私、必ずしも一〇〇%自信があるわけではございませんけれども、我が国は、アメリカの行為が間接侵略であるというふうな認定をしたと判断されるような行動をとったり、あるいは意見を表明したということはないと承知しております。

○矢田部理君　そこで、先ほどの定義に照らしてどことが当たらないからそう認定できないということなのでしょう。

○政府委員(齊藤邦彦君)　まことに申しわけございませんが、また先ほどの御答弁を繰り返すしかないわけでございます。このように具体的な事例、現在国際社会におきまして討議をされているようなこの具体的な事例につきまして、我が国が先走つて申しますか、このように場で、いかに認定しているかということも申し上げることはこれは差し控えざるを得ないと考えます。

○矢田部理君　ちよつと意味がわかりませんが、国連で論議しているんですか。その論議には日本は参加していないんですか。また、少なくともいづれ態度表明はせざるを得ないでしょう。それについての考え方の基本ぐらひは示してしるべきじゃありませんか。

○政府委員(齊藤邦彦君)　国連でこの問題を討議されたことがございまして、我が国がその場で具体的にどのような意見を述べたかということ、私、申しわけございませんが突然のお尋ねでございまして、この場で御答弁する用意がございません。もし御必要であれば調べて後日御報告申し上げたいと思ひます。

○矢田部理君　まあ用意がないというんやらやむを得ませんが、やはり間接侵略という定義が確かにそれは国際法上明確なものにはなっていないが、しかし、おおむね間接侵略というのは先ほどあなたが言ったような内容になっている。そこで、アメリカの政府が直接的に関与をして反政府ゲリラに武器を提供する、お金を渡すということが国家の行為として公になれば、明確になれば、これは間接侵略と言つていいのではありませんか。

○政府委員(齊藤邦彦君)　仮定の御質問でございませうけれども、具体的な事例について我が国が認定を下すという際には、これは個々の具体的な事情、経緯、その他慎重に考慮した上でないとこれは物を言うべきではないと存じます。ただいまの御質問に、申しわけございませんけれども、そうだとか、そうでないと答える立場にはございません。

○矢田部理君　アメリカがやったことなもので、少しく慮慮し過ぎていられるんじやありませんか。次の質問に移りましょう。

○政府委員(齊藤邦彦君)　そこで今度は、思いやり予算、その特別措置について伺いたいと思ひますが、地位協定二十四条に「この協定の存続期間中日本国に負担をかけるに合衆国が負担することが合意される。」という規定がございませう。その前提として安保条約を結んだ。地位協定を重要なその中身として締結をした。そしてアメリカの駐留軍に対して日本は施設及び区域を提供する、アメリカは労務費を含めて維持的経費の負担を行うという基本的な合意がなされた。この維持的経費の負担については、この協定の存続期間中日本国に負担をかけるに合衆国が負担する、それが合意されたということである。

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま委員御指摘のとおり、二十四条にそういう規定がございませう。

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま委員御指摘のとおり、二十四条にそういう規定がございませう。

その前に、二十四条一項は、「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけるに合衆国が負担することが合意される。」というわけでございます。

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま委員御指摘のとおり、二十四条にそういう規定がございませう。

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま委員御指摘のとおり、二十四条にそういう規定がございませう。

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま委員御指摘のとおり、二十四条にそういう規定がございませう。

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま委員御指摘のとおり、二十四条にそういう規定がございませう。

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま委員御指摘のとおり、二十四条にそういう規定がございませう。

○政府委員(藤井宏昭君)　この取り決め自身は、協定二十四条一項、二項自身は変更いたしません。これに対して特例を設ける、それを限定的、時的に行うということもございませう。

○矢田部理君　時間がなくて十何本もやらなきやならぬのだから、知って聞いているんだから、知らなくて聞いているんじやないから、経過はいいんですよ。

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま申し述べましたように、二十四条一項、二項の解釈、これは直接必要とするということもございませう。その直接必要とするということは、必ずしも給与全体が、労務費全体が日本が払わなければならないというものではないということもございませう。ただいまの先生の御指摘は、二十四条一項、二項というものは、労務費はすべてアメリカが払うべきであつて日本は払うべきでないという解釈をおとりになつておられるんじやないかと、我々はそういう

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま申し述べましたように、二十四条一項、二項の解釈、これは直接必要とするということもございませう。その直接必要とするということは、必ずしも給与全体が、労務費全体が日本が払わなければならないというものではないということもございませう。ただいまの先生の御指摘は、二十四条一項、二項というものは、労務費はすべてアメリカが払うべきであつて日本は払うべきでないという解釈をおとりになつておられるんじやないかと、我々はそういう

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま申し述べましたように、二十四条一項、二項の解釈、これは直接必要とするということもございませう。その直接必要とするということは、必ずしも給与全体が、労務費全体が日本が払わなければならないというものではないということもございませう。ただいまの先生の御指摘は、二十四条一項、二項というものは、労務費はすべてアメリカが払うべきであつて日本は払うべきでないという解釈をおとりになつておられるんじやないかと、我々はそういう

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま申し述べましたように、二十四条一項、二項の解釈、これは直接必要とするということもございませう。その直接必要とするということは、必ずしも給与全体が、労務費全体が日本が払わなければならないというものではないということもございませう。ただいまの先生の御指摘は、二十四条一項、二項というものは、労務費はすべてアメリカが払うべきであつて日本は払うべきでないという解釈をおとりになつておられるんじやないかと、我々はそういう

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま申し述べましたように、二十四条一項、二項の解釈、これは直接必要とするということもございませう。その直接必要とするということは、必ずしも給与全体が、労務費全体が日本が払わなければならないというものではないということもございませう。ただいまの先生の御指摘は、二十四条一項、二項というものは、労務費はすべてアメリカが払うべきであつて日本は払うべきでないという解釈をおとりになつておられるんじやないかと、我々はそういう

ことではないということでございます。

ただ、その解釈上も、これ以上は、我々の解釈上も、二十四条一項、二項からは、ただいまお願いしております八項目につきましては、その二分の一というものにつきましてはそれは解釈上も不可能であるということでございますので、特例を設けて今お願いしているわけでございますが、これとでもその我々の二十四条一項、二項の解釈と全く原則的に乖離しているというものでなく、考え方としては、今お願いしております八項目、社会的諸手当、季節手当、退職手当等でございますけれども、これは従業員の福祉、報奨的な性格のものである。さらに、米国型の賃金の概念の中に、職務給の中に入っていないということでございます。どちからかといえば日本に特殊の考え方である。その八項目を日米で協力して、このような困難が生じてきたということでございますから、日米で協力してということ、最大限二分の一の枠を設けて特例的、限定的に、暫定的期間を設けまして、五年という期間を区切りまして、この現実起きております雇用の不安定というこの事態、これを暫定的に解決していこうというのがこの特例の趣旨でございます。

○矢田部理君 大変苦しい答弁だと思っておりますが、思いやり予算と言われる予算がずつと急上昇してきたわけですね。そして防衛費の百分の突破の重要な中身にもなってきた。どうしてそんなにアメリカに肩入れをしなきゃならぬのか。もともと駐留軍の経費については基本的な分担の枠が決まっておった。それを次々に理屈をつけて、最初は直接経費とか間接経費とかという仕分けをした。その内容を問い詰められると説明ができなくなつて、今度は国家公務の給与相当分とそれを上回る分だという仕分けをした。そして今回はそれでも賄い切れなくなった。一々理屈をつけてふやしていく。雇用問題と言います。アメリカ自身が責任を持つべきじゃありませんか。そういうものとしてもこの仕組みができてきたんじゃないやありませんか。

その点で私はこの特別協定はどう見てもおかしいと思う。雇用問題と言っておりますが、雇用問題が先にあったのではなくて、アメリカに対するいろんな思惑があって、その政治決定が先にあったとしか見られないのであります。外務大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(倉成正君) 北米局長から申し上げたおりの経過でございますけれども、御案内のとおり、最近の経済情勢、特に為替レートの変動といたしまして在日米軍の経費の中で労務費が急激に逼迫してきておるといふことは、委員も御承知のとおりでございます。

したがって、これをそのまま放置すると、在日米軍の従業員二万一千余の方々の安定的な雇用を損なう、そういうおそれがあるといふことは現実問題でございます。また、在日米軍の効果的活動という従業員の方々の安定的な雇用を確保するといふことが、やはり日米安保条約に基づいて日本に駐留している米軍の効果的活動を行うことができる、したがって、こういう従業員の安定的な雇用ができなければ米軍の効果的活動に支障を来す、そういう観点からこの特別協定を一般協定の特別としてお願いをいたしておるわけでございます。そのように御理解をいただきたいと思っております。

○矢田部理君 思いやり予算の経過を見ておきますと、一般会計に比して防衛関係費は突出してきて、なかなかその中でも突出してきたのがこの思いやり予算なんです。これを値上げしてきた背景を見ると、必ずアメリカに行つていろいろ防衛費の注文をつけられて、それに一部こたえるかのような対応でこれをずつとふやしてきたという経過があるわけですよ。雇用問題というのとはちらかという後からつけた理屈だといふふうには私は思いません。結果としてのまた理屈だとして、施設の経費だつてやたらにふやしてきたんじゃないやありませんか。

雇用問題、雇用問題といいますが、それならば、例えは前に、五十三年十二月ですね、在日米軍従

業員の給与問題が出たときに、日米合同委員会が開かれて、そのときに、「米軍従業員の給与につき国家公務員の給与に相当するものを基本労務契約、諸機関労務協約及び船員契約の下で負担し並びに給与改定を国家公務員と同時同率で実施する」の米国政府の立場を保証し「云々」といふことで、給与問題でかなりきつちとした協定をこのときに結んでおりました。

今度特別協定で相当額の日本が負担をするに当たつて、雇用問題についてはアメリカとして責任を持つといふような協定でも結んだのでしようか。その点はいかがですか。

○政府委員(穴倉宗夫君) 雇用問題について別途の協定を結んだかというお尋ねでございますが、特別の協定というものは結んでおりません。ただ、今回この特別協定を結ぶに当たりました、米軍に對しましては従前から、今矢田部委員御指摘のように、国家公務員とベースアップの場合に同時同率にやるといったことを初めいたしました。日本従業員の雇用の安定については特段の努力をしてくれるよう申し入れ、米側もいたしまして、事情の許す限り最大限の配慮をいたしたい、こういうことになっております。

○矢田部理君 雇用問題がこの法案の頭にもたしか書いてありますよ。それから盛んに強調するのでありますが、かつて給与問題のときはびしっとした文書まで作成しているわけでしょう。それほどあなた方が雇用問題を重視するならば、日米合同委員会が正式な議題として、協定をすべきだったんじゃないやありませんか。どうですか。

○政府委員(穴倉宗夫君) ただいま申し上げましたように、米軍との間の文書の関係につきましては、矢田部委員御指摘のとおり、五十三年、五十四年のときにきちんとした文書があるわけでございます。その文書のとおりやってくるというもので足りるわけでございますから、改めて文書を必要とするようには考えなかつたわけでございます。先ほど申し上げましたように、五十三年、五十

四年の約束については、今後ともしつかりやつてほしいとこちらから注文を出し、米側もいたしたわけでございます。

○矢田部理君 いや、このときは給与問題が中心でしよう。今度は雇用問題だといふんでしよう。労働条件、賃金も大変大切であります。雇用問題についてびしっとした協定をすべきではなかつたのか。

○政府委員(穴倉宗夫君) 今回の協定につきましては、先ほど御質疑がございましたように、協定の対象をいたしております八項目の費用が約四百億強でございます。その二分の一を限度として日本側が新たな負担をしよう、こういうことでございまして、六十二年の予算について申し上げます。百六十五億円ということ約四〇%でございます。

この協定の契機になりました経済情勢の変化、端的に申し上げて円高といふものがございます。その円高によりまして米側の負担の増加と申しますのは、いろいろな計算もございまして存じます。おむね二億ドルぐらいになるうかと存じます。したがって、この百六十五億円の負担をするといふことだけで米側の窮状がすべて解決するといふわけのものでもございませぬ。また、この協定を結ぶことが決まりました昨年未だに比べまして、今日なお円高はその当時よりも進んでいるわけでございます。それだけ米側の財政事情というのが困窮していることも事実でございます。したがって、米側としてすべて雇用問題につきましても、米側としてすべき点といふものはお残つておるとして合理化すべき点といふものはお残つておるとして、さきばりながら、それが日本人従業員の雇用に対しまして大きな影響を与えてはいたしません。そのことと、私どももいたしましては米側に対しまして、雇用の確保について最大限努力していただけるように申し入れを行つておるわけでございます。

四年の約束については、今後ともしつかりやつてほしいとこちらから注文を出し、米側もいたしたわけでございます。

○矢田部理君 いや、このときは給与問題が中心でしよう。今度は雇用問題だといふんでしよう。労働条件、賃金も大変大切であります。雇用問題についてびしっとした協定をすべきではなかつたのか。

○政府委員(穴倉宗夫君) 今回の協定につきましては、先ほど御質疑がございましたように、協定の対象をいたしております八項目の費用が約四百億強でございます。その二分の一を限度として日本側が新たな負担をしよう、こういうことでございまして、六十二年の予算について申し上げます。百六十五億円ということ約四〇%でございます。

この協定の契機になりました経済情勢の変化、端的に申し上げて円高といふものがございます。その円高によりまして米側の負担の増加と申しますのは、いろいろな計算もございまして存じます。おむね二億ドルぐらいになるうかと存じます。したがって、この百六十五億円の負担をするといふことだけで米側の窮状がすべて解決するといふわけのものでもございませぬ。また、この協定を結ぶことが決まりました昨年未だに比べまして、今日なお円高はその当時よりも進んでいるわけでございます。それだけ米側の財政事情というのが困窮していることも事実でございます。したがって、米側としてすべて雇用問題につきましても、米側としてすべき点といふものはお残つておるとして、合理化すべき点といふものはお残つておるとして、さきばりながら、それが日本人従業員の雇用に対しまして大きな影響を与えてはいたしません。そのことと、私どももいたしましては米側に対しまして、雇用の確保について最大限努力していただけるように申し入れを行つておるわけでございます。

四年の約束については、今後ともしつかりやつてほしいとこちらから注文を出し、米側もいたしたわけでございます。

○矢田部理君 いや、このときは給与問題が中心でしよう。今度は雇用問題だといふんでしよう。労働条件、賃金も大変大切であります。雇用問題についてびしっとした協定をすべきではなかつたのか。

○政府委員(穴倉宗夫君) 今回の協定につきましては、先ほど御質疑がございましたように、協定の対象をいたしております八項目の費用が約四百億強でございます。その二分の一を限度として日本側が新たな負担をしよう、こういうことでございまして、六十二年の予算について申し上げます。百六十五億円ということ約四〇%でございます。

そういう事情でございますからして、米側との間で文書で雇用の問題について従前以上何も変わらないことを保証せよということにつきまして、私どもとしても無理かと思っております。ただ、そのいろいろな米側の工夫につきましては、雇用に大きな影響を与えないように最大限の努力をしてもらいたい、こういうことであるわけでございます。

○矢田部理君 だから、雇用雇用といっても、対応としては無責任じゃありませんか。NATOだつてアメリカの労働者の労働費まで負担していることはいないんです。今、米軍関係の駐留に日本が出費している費用は三千億近いんですね。大変な金額に今上りつつあるわけですよ。どうもアメリカの話だと、あなた方はびしっとした対応ができない、追従を押しされてしまう、それにこたえる。その癖を直さないといかぬ。この思いやり予算などというのは、私はもつてのほかだというふうにしておるわけでありまして、その点でこれは明確に反対をしておきたいというふうに考えています。

時間がありますのであと二三分でやりますが、原子力の問題です。
二つの条約が組上のせられてるのであります。通報と援助の両条約について両方署名をしておるのに締約は別だという国々が幾つかあるのですが、これはどういふことでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) お答え申し上げます。この原子力関係の二条約も、当然のことながら多数国間条約でございます。通常、多数国間条約の締結の方法といたしましては、署名に開放すると基本的にこの内容に賛同する国々は署名をする。その上でさらに批准あるいは受諾、加入等の手続をとりまして、最終的にこれらの条約に拘束されるという意思を確定するという順序をとっているわけでございます。

そこで、この条約が作成されましたのは昨年十月でございますが、それと同時に署名のために

開放されて、そのとき、あるいは我が国の場合にはこの三月に署名をいたしましたけれども、それから署名を相当の国がしたわけでございます。その上で、最終的にこの条約に拘束される意思を何らかの形で表明するという手続を現在各国がとりつつあるということでございます。我が国といたしましては、この締結につきまして国会の御承認をいただければ、できるだけ速やかに最終的な締結の手続を完了したいというふうに考えております。

○矢田部理君 聞いてるのは長い説明じゃないんだ。二つの条約を両方署名しているのだが、一方は締約し一方は締約していない国が四つ、五つあるんですよ。この違いはどのような理由からきたんですか。簡単に言ってください、時間がありません。

○政府委員(遠藤哲也君) 若干そういう国があるのでございますけれども、その理由は恐らく、これは推測なんですけれども、通報条約の方はどちらかといえますと手続条約といえますか、比較的簡単な条約でございます。他方援助条約の方は、特権、免除とか、あるいはそういったような国内法体制との関係がありまして、したがって、そういうような観点から若干は通報条約の締結と援助条約の締結との国の数に差があるのではないかと推測いたしております。

○矢田部理君 ちょっとよくわかりませんが、それから韓国の扱いがきのう出ましたが、日本の近辺では台湾も原子炉を持っていますね。これはどういふふうな扱いになりますか。

○政府委員(遠藤哲也君) 台湾はIAEAの加盟国でもございませんで、したがって、台湾をどういふふうに認めるかというのはIAEA自体の問題でございます。恐らく、これは私の推測でございますけれども、台湾は署名国あるいは締約国になれないというふうに考えております。

○矢田部理君 それから日本にしばしばアメリカの原子力推進の艦船、原子力艦艇が寄港しますが、

この日本の寄港中の事故、これはどうなりますか。
○政府委員(柳井俊二君) 基本的には、原子力事故の早期通報に関する条約に直接関係があると思っております。

御案内のように、第一条でこの通報条約の適用範囲が定められておるわけでございますが、その第二項に、この通報の対象になる事故、それにかかわる施設及び活動といたしまして、その(a)に、「すべての原子炉」というのがございます。「(所在のいかなるを問わない)」ということになっておりますが、原子力潜水艦等の、まあ推進力に恐らく使っていると思えますが、推進力に使っているような原子炉の事故でございます。軍事的なものも含めてこの通報条約の対象になっているわけでございます。

○矢田部理君 原子力潜水艦そのものはなるんだが、「国境を越えて」というのも一つの定義があるでしょう。そうすると、日本の領海内とか港内で起こした事故はどうなるのか。

それから時間がありませんからまとめて聞いてしましますと、公海ですね。領海じゃなくて公海で起こした事故で、それが日本の領域内あるいは領海内に必ずしも波及しないが、大きな広がりをもって漁業とか等々に非常に影響が出てくるというふうな事故の扱いはどうなりますか。

○政府委員(柳井俊二君) この条約の趣旨は、通報の責任を負っておりまして、事故の影響を受ける他国に対してできるだけ早期に事故の影響を通報する、そのことによりまして事故の影響を最小のものにとどめるということにあるわけでございます。したがって、事故の発生地のいかなるを問わず、他国の領域に放射線の影響を及ぼす等の場合におきましては、当該他国に対して通報の義務が生じるというふうに考えております。

この条約の規定自体におきましては、「国境を越える」というような表現をとっております。これは一番典型的な場合といたしまして、陸上の国境を越えるという場合を念頭に置いて規定したものでございますが、同時にこの一条一項は、「他国に対し放射線安全に関する影響を及ぼし得るような国境を越える放出」というようなことも言っております。要するに他国に影響がある場合というのを対象にしているわけでございます。そこで海の上で起こった事故につきましても、これが例えば公海上で事故が起こりまして、その影響が我が国に及んでくるという場合におきましては、この原子炉を管轄している、あるいは管理をしている国が我が国に通報してくる義務があるというふうに考えております。

○矢田部理君 ちょっと一点だけ確認的に伺いたいんですが、どうも今の設例に的確に答えていないように思っています。

きのうも出ましたが、韓国が入っていませんので、それから台湾はこれは問題外です。それから日本にしばしば訪れる原子力艦艇は、どうも国境を越えて云々ということじゃなくて、領海内の事故だから果たしてそうなのかどうか。それから、公海で起こしてここの領域内に影響がない、しかし漁業その他には大変響きが出るというふうな場合に、びしっとそこら辺が押さえ切れているのかどうか。ひよっとしたらしり抜けで、余り日本の周辺においては実効性に乏しいのではないかとソビエトの原子炉なども主として西側の方に多いわけでありまして。

○政府委員(遠藤哲也君) まず台湾でございますけれども、台湾につきましてはそういう関係でございますけれども、これは何らかの形での処理がなされることを期待しているわけでございます。これは民間ベースなり何なりを考え、期待しているわけでございます。それから韓国につきましましては、近い将来に入ること私どもも期待しておりますし、韓国の担当大臣もそのように申しております。

それから、確かに先生おっしゃいますようにきちつとなっていない点はあるのでございますけれども、しかしながら、なるべく私どもは条約の義務、正確に見れば必ずしも義務でなくても、これ

が拡大解釈といいますが、甘い解釈といいますが、他国に影響を及ぼすようなものにつまましては、幅広くというか、通報されることを期待しておられます。これは実施の過程で、こういうことがなければいいのでございますけれども、実施の過程でそういうふうによつていき、なおそのことをI A E Aにも要請してまいりたい、こういうふうにしておられます。

○矢田部理君 時間が来ましたので、他もありませんが、この程度で終わります。
○委員長(宮澤弘君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時四分開会

○委員長(宮澤弘君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○最上進君 第二十六回のOECD関係会議も無事に終えたようでございます。倉成外務大臣におかれましては大変御活躍をいただきました。お疲れの中また引き続き国会でのお仕事ということで、心から敬意を表する次第でございます。

OECDにおきまして論議をされました問題点は、集約いたしました先ほど大臣からお話がありましたけれども、マクロ経済と農業問題が焦点であったというふうに理解をさせていただきます。マクロ経済におきましては、日米独の三カ国の経済政策に焦点が絞られた感があったようでございますけれども、各国のマクロ政策上の役割分担が明確化した、そういう意味で、とりわけアメリカに対しましては財政赤字の削減、日本とドイツに対しましては財政出動で内需拡大に努めるべきである、ほぼそういう結論に達したというふうに理解をいたしているわけでございます。これら役割分担と協調路線は、今後やはりサミットに当然つながっていくというふうに私

どもは考えているわけでございます。

そこで、総理が提唱いたしております緊急経済対策におきまして、けき経済閣僚会議が行われたというふうな何つておられますけれども、どのようなものであり、その会議におきまして外務大臣としてどのような御主張をされたか、まずお伺いをいたします。

○国務大臣(倉成正君) ただいまお話しのように、OECDの閣僚理事会ではしばしばジャパン、ジャパンという名前が出てまいりまして、やはり日本に対する風当たりが非常に強いものというところをひしひしと肌で感じた次第でございます。コミニケは、たゞいま委員お話しのように、アメリカについては財政赤字の削減、競争力の強化、ドイツにおいても財政出動というか、減税を中心とする、そういうものが盛られたわけでございませうけれども、やはり日本としては一番その中でも風当たりが強いというのが現実でございます。これは御承知のとおり、経常収支の大幅な黒字というのがその背景、また貿易収支の黒字というのが背景にあると思っております。

そこで、いろいろ議論をすると、この日本の経常収支の黒字、貿易収支の黒字の原因がどこにあるか。日本だけの責任ではないという理屈も理論的には成り立ちますけれども、しかし現実の問題としてこういう状況の中で自由貿易体制の恩恵を一番受けておるのは日本である。すなわち資源もほとんどないこの日本がこれだけ発展しているというのは、ガットの自由貿易体制があるからこういうことになっておるわけでございますから、やはりこの体制を守って保護主義を防止していかんきやならない。そのためにはこれに対する誠意ある対応が必要であるということで、現在の状況は私はまさに緊急事態だというふうに思います。従来の考え方ではなかなか対処し得ない感じを率直にそういう会議に出て考えておる次第でございます。したがって、各国にもそれぞれの責任分担を求めるとともに、我が国もひとつ今回の対策では思い切った内容で、かつ対外的にわかりやすく説

明し得るものでなければならぬと思っております。

そこできょうは、緊急経済対策の主要検討科目について、五兆円を上回る財政措置の内容はどうか、あるいはいろいろな対外政策はどういうものか、あるいはいろいろな対外政策はどういうものかといういろいろな項目を一応列挙して企画庁長官から御説明がありまして、それに対して各閣僚の皆さんあるいは党の関係の方が議論したということで、非常に活発な御意見がございました。それで私は、こういう緊急事態であるから、他の各閣僚の発言を受けまして、やはり内需拡大については実質的なものにする必要があるということ、最後の締めくくりに発言をいたしました。私が方の基本的な考え方についても御質疑があれば、この閣僚会議ではそままで詳しいことを申し上げませんけれども、御報告を申し上げたいと思っております。

○最上進君 内需拡大の内容につきまして、実質的なものであるべきであるという結論として御主張されたということでございますが、昔聞伝えられておりますとおり、五兆円を上回る、いわゆる五兆円以上の財政措置をとるといってございませうが、サミットの場におきまして一番留意しなければならぬ点は、先般もございましたけれども、五兆円以上ということが水増しであるというふうな国際的批判を受けたいような、やる以上は実質的に中身の濃いものに私はやはりいかなければならぬというふうに考えているわけでございます。

五兆円その内訳もいろいろ伝えられているわけでございませうけれども、外務大臣は経企庁長官もおやりになられたわけでございませうから、この点はエキスパートでいらっしゃいます。とりわけ、真水という言葉が出てきておられますけれども、この真水と減税で五兆円以上であるべきであるという意見が大勢を占めてきているようにございませうけれども、この五兆円を上回る財政措置の内容につきまして、外務大臣としての御所見を承りたいと思っております。

○国務大臣(倉成正君) この点については、最終的に経済企画庁を中心に各省と少し、公共事業をその中でどのくらいにするのか、あるいは住宅関係についての融資をどうするのかとか、いろいろな問題を今詰めている最中でございますので、細部はちよつとまだ各省それぞれ、大蔵省、経済企画庁を中心いろいろな各省と問題を詰めている段階だと思っておりますが、今ちよつと最上委員がお話のとおり、やはり水増しであつてはならない。昨年九月のいわゆる総合対策で三兆六千億というものの身でいろいろな批判を受けたようなことのないようにするというのが大きな主眼点ではないだろうかと思っております。

なお、私もとしましては、やはり対外的な配慮と申しますが、輸入の拡大ということについても、外国製品の調達拡大のために臨時特例の枠として千五百億円を特掲して、かつこれを補正予算に計上することを求めたいと思っております。また、三年間で二百億ドル以上途上国へ還流する旨の資金還流措置についても、各国の外務大臣あるいは関係大臣来られますと、よくこれを知つておりました。自分の方にはどのくらいいけるのかというふうな、まだ最終的に決まらない段階でいろいろそういう御要望もあるわけでございませうが、これはやはり早急に資金還流措置を決めまして、またその際、外交的に効果の大きい二国間での還流も重要でありますし、海外経済協力基金の借入を拡大していくことも大切であると思っております。

特に、最近、アフリカ諸国と後発の発展途上国については、資金還流計画だけでは対応し得ない、したがってノンプロジェクト型の贈与の拡大という特別な配慮が必要と考えておりました。鋭意これらの問題を三年間ぐらいの計画でこういうことをやるという要求を今検討させて、折衝しておるところでございます。

○最上進君 きょうの場合の会議で建設国債増発の一兆円の話は出ましたでしょうか。

○国務大臣(倉成正君) 一部の方からそういう御意見は出ました。

○最上進君 私は、たゞいま大臣からの御説明で大体理解できるわけでございますけれども、せっかくの内需拡大策でございますから、これはもう外務大臣として、対外的にこれだけ大問題になっておりますだけに、ひとつ主張すべきところは遠慮しないで私は主張していただきたいと思っております。

特に、水増し論の話がございましたけれども、いわゆる国庫債務負担行為あるいはまた住宅金融公庫制度融資に伴う住宅建設、こういうようなものの推計額を少なくも含めるようなことのないような、そういうやはり五兆円以上でなくてはならないと思っておりますので、こうした点につきましてぜひひとつ御留意をいただきたいと思っております。

また、政府調達の問題でございますけれども、これも臨時の特別ということで千五百億円が必要になってくるのではないかとということが巷間伝えられておるわけでございます。これは当然補正の問題が絡んでまいりますけれども、この点につきましてはどういうふうにお考えであるか、お伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(倉成正君) たゞいまお話しのとおり、千五百億円程度の臨時の措置というのが必要だと考えておる次第でございます。これは補正予算に計上することがぜひとも必要であると考えておる次第でございます。

○最上進君 そこで、やはり新聞発表の方が早いようでございますが、総理が専用機を買う問題あるいはまたコミュニターの問題、既に報道されているわけでございます。こうした外国製品の調達はいろいろ各省庁から上がってくるわけでございませぬけれども、この政府専用機の問題でパイロットの問題をどうするかということが大変話題になつておるわけでございますが、これはどういふふうに御処置をされるお考えであるか、お伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(倉成正君) 政府専用機の問題についていろいろ議論されておることは承知しております。

すけれども、その管理をどうするかその他の問題については、またどういふ形にするかということについては、細部はまだ決まっていないうのが実情でございます。承知をいたしておりません。

○最上進君 内需拡大策にいたしても、政府調達の問題にいたしても、国際社会への貢献の問題にいたしても、どれをとりましても、これは今度のサミットで重要課題として取り上げられるであろうと思つておるわけでございます。したがって、二十九日には緊急経済対策がまとまるわけでございますけれども、どうぞひとつ万遺漏なきよう御処置を賜りますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、在日米軍労務費の問題に関連してお伺いをしてまいりたいと思つてございませぬが、戦後四十二年経過をいたしまして、事あるごとに最近では日本に対する圧力、あるいはまた非難とも聞かえるような声が増えてまいります。それはやはりそれだけ我が国が経済的に繁栄をしたということのあかしでございます。今日に至るまでにはさまざまな要因があつたというふうにお考えしております。

そこでまず、今日の日本の繁栄というものは、過去を顧みながら、その最大の要因というものは一体何であつたか、これをひとつ外務大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(倉成正君) 資源小国、また軍事小国である日本で、たゞの一度も外敵の侵入もなく、そしてまた世界の一割国家になつたというのは、先ほどから申し上げました自由貿易体制、この中で日本は最大の恩恵を受けてきた。もちろんこれに対応する国民の一生懸命な努力というのがあつたことは事実でございますけれども、その基本はやっぱり自由貿易体制にあつたと思つておられます。それからもう一点は、世界で戦後百五十以上、数え上げるとそれ以上の戦争とか内乱とかあるいは反乱とか、いろいろありましようからそれを正確な定義づけはできませんけれども、至るところ

でそういうものが起こつておるにもかかわらず、日本の場合には国が安全に保たれた。その基本は日米安保条約にあつたというふうにお考えの次第でございます。

○最上進君 大臣御指摘のとおり、今日の日本の繁栄の過程の中では、自由貿易体制をとつてきた、あるいはまた日米安保条約というものが大変大きな役割を果たしてきたという御指摘は私も実は同感でございます。やはり先聲であります日本人の勤勉性、あるいはまた政治というものが比較的安定をしてきた。これは保守政権を中心にして比較的安定をしてきた。こうした要素に加えて、何といひましても、日米安保条約を中心にしたアメリカの協力というものがあつたということも否定できない事実であると思つておるわけでございます。しかしながら、アメリカと聞いただけで拒否反応を起こされる人々もいらつしやるわけでございます。私は残念に思つております。

今回のベルジャ湾のスターク号事件に見ますとおりに、自国のためというよりも、世界の平和とあるいはまた世界の安定ということのためにみずからの国民の血を流し、あるいは命を失つてまで重責を果たさんとするそのアメリカの姿勢というものは、私は高く評価されてしかるべきであると思つております。米軍将兵もまた世界各地で大変厳しい条件のもとで相当なリスクを負いながら任務を遂行していることも事実でございます。

日本はといへば、他国からの軍事力を背景としたような政治的圧力を受けることもなく今日の繁栄を築いてきたと思つております。この裏にはやはり米国の努力があることを忘れてはならない。しかし、スターク号事件を契機にいたしまして米国内におきましては、日本や欧州に対してより大きな負担を求める声ややはり高まりつつあるというふうに向つておられます。これはもう当然のことであると思つております。

我が国は、御承知のとおり、現憲法下におきまして専守防衛に徹しておりますだけに、世界平和

に対しまして防衛の分野でなし得るところのおずと限度があるわけでございます。それだけに我が国といたしまして、その分だけ我が国として貢献を行える分野で大きな努力をする必要性というものが当然西側の一員として、果たさなければならぬ責任としてあると思つておるわけでございます。

そういう意味で、今回の駐留米軍経費負担の問題、この措置によりましてどの程度米国の負担が軽減されるのか、この点についてひとつ御説明をいただきたいと思つております。

○政府委員(藤井宏昭君) 一昨年の円高を契機にいたしまして米軍は、いろいろな時期によつて、レートによつて違ひますけれども、百六十円程度といたしますと約二億ドルの、ドルにいたしますと、円は変わらないのにふえておるわけでございませぬ。今回の措置では百六十五億円を計上いたしまして、六十二年度その一部に充当するということを考へておる次第でございます。

○最上進君 この特別協定の有効期間後、これが終了した後これはどういふふうにしていかれる考へですか。

○政府委員(藤井宏昭君) この特別協定は、円高等の経済情勢の変化、これに基づきましての対応策でございます。五年ということに時限を限りましてお願い申し上げておるわけでございませぬ。その後の状況につきましては、現時点では何とも我々として判断をしかねるというところでございませぬ。

○最上進君 この措置に対するアメリカ政府の評価をお伺いしたいと思います。

○政府委員(藤井宏昭君) 本件の措置は我が国が自主的にこれを行ったものでございませぬが、アメリカ政府はこれを日本が自主的に行ったということで大変高く評価しております。先般の総理の訪米の際にも、ワインバーガー国防長官が総理及び外務大臣にそれぞれ米政府としてはこの措置に感謝しているということを述べておられます。

○最上進君 次に、日ソ文化協定の問題についてお伺いしたいと思います。

日ソ間に横たわります大きな課題である領土問題、こうした問題がありますだけに、この日ソ文化協定を結ぶことにより日ソ間の親善あるいはまた日ソ間の緊密さを増すという意味で、この日ソ文化協定の締結というものは大変高く評価されていいのではないかと考えています。また、この協定を結ぶことにより日ソ間の文化交流関係というものが一体どういうふうに変わっていくのか、この点について御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(倉成正君) まあ文化とか芸術とかいうものは、委員御承知のとおり、国境を越えて人類の共通の財産だと思ひます。そういう意味におきまして、我が国としては、体制を異にはいたして、おきましても、日ソ間で文化協定を締結することによりまして、両国間の文化交流を相互主義に基づき拡大均衡という方向に持っていきたいと思つておる次第でございます。隣国たる両国の国民間の相互理解を増進させたいと思つておるわけでございます。

具体的には、日ソ文化交流委員会等の場を通じソ連側とも十分協議を行いながら各種の人物の交流、展示会、演奏会等の催し物、テレビ、ラジオ出演等、本協定に盛り込まれた交流事業を積極的に実施していくと考えています。六月からは実は歌舞伎が歌右衛門さんを中心に一カ月ほどモスクワとかレニングラード等で公演をいたします。来年の三月には恐らくソビエトの方からは芸術座が日本の方に来るといふようなことで、そういうものを少し活発にこれから、そのほか展示会であるとかあるいは音楽会であるとかいろいろございますけれども、やってみようと思つておる次第でございます。

○最上進君 文化、芸術あるいはまた学問等の交流が一層盛んになっていくわけでございますけれども、こうしたやはり人的な交流も含めてさらに交流が深まるということ、大変すばらしいことだといふふうに理解をいたしております。

たときに私は、人材の交流、特に次代を担う青年の交流をすべきでないかということを出し出したら、シエワルナゼ外相は大変いいことであるからぜひ推進しようじゃないかという実はお言葉をいただいたわけでございます。したがって、一般の青年交流が大変大事だと思つておられますけれども、まず留学生の交換、こちらから行く、向こうから日本に来るといふ留学生の交換の問題につきまして、現段階ではこうしたことが行われていないようでございますが、きょうは文部省からもお見えになっておられるので、きょうは文部省からひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○説明員(雨宮忠君) 先生たいま御指摘のように、我が国とソ連との間におきましては、従来、日本学術振興会とソ連の科学アカデミーというような機関間の学者、研究者レベルの交換はあつたわけでございますが、いわゆる学生のレベルにおきましては、一、二の私立大学と向こうの大学との間で交流が行われているという例外でございますが、ほとんど行われていないというのが実情でございます。

これにつきましては、双方の関心の度合いといふこともあつたかと思ひますし、また他の国と比べても個人が直接向こうの大学に応募して自由に受け入れられるという仕組みがなかなかありにくいという状況もあつたかと思つてございます。ソ連側におきましても、また私どもの方にとりましても、双方学生の交流ということにつきましては、その関心が出てきておる、あるいは高まってきたというように、私も理解しております。今回の御審議賜つておられます文化交流協定のことを契機にいたしまして、双方の文化交流ということが円滑に今後いくことができるように必要な諸準備を進めてまいりたいと思つておると思ひます。

○最上進君 ぜひこの点は実現できますように推進方をお願いしておきたいと思ひます。きょうはまだ農業問題とか留学生の問題とかいろいろ質問を用意いたしました。農林省の方にも、

またほかの省庁の方にもお見えをいただいでいるわけでございますが、時間が参りましたので、以上をもって打ち切らせていただきますと思ひます。

○広中和歌子君 まず、在日米軍労務費特別協定について、公明党の立場から改めてまた御質問させていただきます。

日米安保条約第六条に基づく地位協定の第二十四条では、在日米軍を維持するために伴う経費は、原則として米側が負担、日本には負担をかけるなと規定されております。今回のこの協定は、この条項について特別措置ということでございますけれども、内容的に見て事実上の地位協定の改定といふことになるのではないかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいまの点につきましては、けさほど本委員会におきまして御説明させていただきましたところでございますけれども、地位協定二十四条一項、二項の解釈をいたしまして、政府といたしましては、昭和五十三年以降、米軍が駐留するに直接必要な経費といふもの以外につきましては、労務費につきまして日本側が負担し得るものがあるといふことで、その解釈上、一部のものにつきましては日本側で手当てしてまいつたわけでございます。それがいわゆる思いやりといふことでございます。

今回は、その解釈では不可能であるといふことで地位協定二十四条の特例としての取り決めに御審議いただいでいるわけでございますが、地位協定二十四条の一項、二項の基本的——基本的と申しますか、考え方そのものは全くこれは変わらない。ただ、期限を限りまして五年間特例的に、暫定的、限定的に特別措置を行うといふことでございまして、地位協定のそのものの改正といふことではないといふことでございます。その考え方、地位協定の二十四条一項、二項の、政府が五十二年、五十四年当時から解釈してきております考え方の延長線上にあると申しますか、それと基本的には相反するものではないかというのが我々政府の

考え方でございます。

○広中和歌子君 この協定の効力存在期間は一九九二年三月三十一日までとなっております。一応五年間でございます。日米経済関係の現状や今後の展望から見ても、この五年間でどうした枠組みが解消されるようなことにはならないのではないかと、そういうふうな恐れを覚えています。五年後には再び継続ということになるのではないかと、お伺ひいたします。

○政府委員(藤井宏昭君) この協定は五年間の期限の協定でございます。この協定が取り組んでおります問題は、一昨年の九月以降の急激な円高等によりまして経済情勢の変化ということ、そのために在日米軍労務者の雇用に不安定が生じている、この問題にどう対処するかということでございます。その観点から、円高といういわば一時的な現象、それからさらに雇用というある程度長期を必要とする問題、この問題を総合的に勘案いたしまして五年間の暫定といふことで考えたいわけでございます。あくまでこの協定の考え方は五年間を対象にするということでございます。

その後いかに対処すべきかということについては、この協定自身を今御審議願つておられる段階におきまして、政府として特にその後のことについてとやかく申すべき立場にないといふふうに感ずる次第でございます。

○広中和歌子君 くだいようでございますけれども、もう一度確かめるために質問させていただきます。

先ほど松前委員の御質問に対しましては、一応五年間で終わるものといふふうな答えをなさいましたのですけれども、この五年間というのは一応といふことなのか、五年以上は絶対に行わないことなのか、もう一度明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(藤井宏昭君) 正確に申し上げますと、この協定は五年間で確実に終わるものでございまして。そういう期限の協定でございます。五年以降新しい協定が必要になるかどうか云々という問題

につきまして、これは我々としてとやかく申すべきでないということでございます。

○広中和歌子君 それから、今年度の予算として計上されております百六十五億円でございませうけれども、これとGNP-%突破とのかわりというものはあるのございませうか。

○政府委員(藤井宏昭君) いわゆるGNP-%突破ということでございますが、これは、昨年度の突破に際して、厳しい財政事情のもとで国のほかの施策との調和等を図りながら、円高とか油の価格の低下などを踏まえて全体の規模の圧縮を努め、同時に中期防衛力整備計画の着実な実施を図ること、そのぎりぎりの接点を探つて、その結果前年度比五二%増、三兆五千百七十四億円という結論を得たというふうに承知しております。

したがって、その内訳にはいろいろなものがあるわけでございまして、本協定でお願いいたしておりますその関係での百六十五億円というのは、この三兆五千百七十四億円の一部ではございませうけれども、このために-%突破したとか、そういう直接の関係はないわけでございます。

○広中和歌子君 米軍はNATOを初め世界の各地で基地を持っておりまして駐留しているわけですが、この種の経費を現地に、相手国に負担させるということはあるのございませうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 米軍は世界に約百三十の国及び地域に基地を持っておりまして、いわゆる施設、区域を持っておるわけでございます。正確に申しますと駐留しておるわけでございます。その駐留の経費がどのように分担されているかというの国によって千差万別でございます。したがって、一概に申し上げることは不可能かと存じます。

○広中和歌子君 日本だけが例外ではないと、つまり、この協定が始まりましたら例外ではないということでございますか。

○政府委員(藤井宏昭君) 日本だけが例外である

かどうか、百三十全部に当たって見ないと正確には申し上げられません。

○広中和歌子君 唯一の例外という意味でございませうか。

○政府委員(藤井宏昭君) この種の費用分担というの、例えばNATOにおきましても完全に公開してないところが多ございませう。百三十の国及び地域につきまして全部調べておるわけではございませぬので、それから比較の対象は、労務費と申しましても、一体何をどこに入れていいかというの、それが正確なところではございませぬ。○広中和歌子君 日本の場合はこの協定で非常にはっきりガラス張りにしていらつしやるわけではございませぬか、よその国はこういうことはいないのでございませうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 必ずしもそうではございませぬ。

○広中和歌子君 本協定がなければ、そして承認されなければ、駐留軍労務者の合理化が必要であるというふうな考え方がされておるわけではございませぬけれども、この点について政府はどういうふうに認識していらつしやいますか。

○政府委員(穴倉宗夫君) ちょっと最後のところ……

○広中和歌子君 この協定がなければ、駐留軍労務者の合理化が必要である、必至である、そういうふうな言われておりますけれども、この点についての政府の御見解。

○政府委員(穴倉宗夫君) 先ほども申し上げましたが、在日米軍が最近の経済情勢の変化によりまして非常に財政的に逼迫している状況にございませぬ。したがって、昨年の五月にはアメリカの陸軍が、六十二年の九月でございませぬから、この九月末までに百五十人人員整理をしたい、こういう申し入れがございませぬ。六十一年の九月には米海軍が同じくこの九月末までに百人の人員整理をしたいという申し入れがございませぬ。

また、昨年の秋に在日米軍司令部から、今常用で雇っております雇用制度に、新しく時間給でパートで臨時雇用をするという制度を導入したいという申し入れがございませぬ。

前二者の百五十人及び百人の人員削減、整理につきましては、その後退職希望をとるか、定年で充足していくとかいろいろ工夫をいたしまして、実質的な生首が飛ぶというふうなことになるかどうやら済むのではないだろうかというふうな見込みになっておるわけですが、いずれにいたしましても、そういうことでの合理化というのは米軍にとって必要に迫られておるわけではございませぬ。そういう状況でこの協定を締結いたしまして、六十二年の予算で百六十五億円の予算を計上してお認めいただいたわけではございませぬ。

これ全部済んですべての合理化がなくなるかと申しますと、米軍といたしましては、すべて済むわけではございませぬので、なお合理化をしなければならぬ必要性はあるんだらうと思っております。ただ、そのことにつきましては、日本の今の経済情勢、雇用情勢からいたしまして、大幅な米軍従業員の解雇というふうなことはないように最大の努力をしてもらうように米軍には申し入れをしておりますし、それから米軍の方でいたしまして、そのことにつきましては事情の許す限り最大限努力いたしまして、こう言っております。

先ほど申しあげましたが、この協定の本文のところにも、この協定を結ぶことによりまして雇用の安定を図り、ひいては在日米軍の効果的な活動を確保するということがうたわれております。そういうことと、今後、まだ問題がすべて解決しているとは思っておりませんが、状況といたしましては、米軍側及び私どもとも努力いたしまして、よくその点については話し合い、調整を図っていきたいと存じております。

○広中和歌子君 雇用の合理化ということではございませぬけれども、これは経済情勢とか円高とは無関係にどのような組織でも行われるというふう

考えてよろしいのではございませぬでしょうか。

○政府委員(穴倉宗夫君) 原則的には私もそのとおりだと思っております。常に合理化という問題には、何も経済情勢が変化し、円高があるかないかにかかわらず合理的な雇用をやつていき、そして労務費につきましても、例えば米軍が労務費の全体的な支出を少なくしたいというところは理解できないわけではございませぬ。しかしながら、今の日本の経済情勢からいたしまして、さなきだに雇用については慎重にともかく考えなければならぬときでございませぬから、私どももいたしましては、米軍の基本的な立場については理解はするけれども、しかしこういう時期であるから慎重にやつてくれと、こういうことを申し入れておるわけではございませぬ。

○広中和歌子君 これは全くの想像でございませぬけれども、米軍側といたしましては、海外の駐留経費の削減、そういう方向を意図しているのではないかと、ですからこれがそういう傾向のいわば始まりではないか、そのようにとれば、単なる地位協定を交えるとかそういう問題ではなくなるのではないかと心配するわけではございませぬ。今後、日米安全保障条約に基づく米軍の駐留について、こうした経費だけでなく他の分野にも負担が広がりはしないか。そのことについてお伺いをいたします。

○政府委員(藤井宏昭君) 米軍の経費の削減ということに本件が関係しているわけではございません。これは申し上げられるかと思っております。それは、先ほどちょっと申し上げましたことではございませぬけれども、昭和六十一年度におきますアメリカの駐留軍労務者の労務費負担推定額は約九百五十億円でございませぬ。この同じ九百五十億円を支払いますのに、一昨年の秋のレート二百四十四億円でございませぬと三・九億ドルで済んだわけではございませぬが、これが百六十二億円で計算いたしますと、二億ドルふえた五・九億ドル。それでも同じ九百五十億円というものを支払うということではございませぬ。この数字に端的にあらわれております

ように、アメリカとしては予算を減らすわけではないけれども、しかし予算が余計必要になってしまっている。同じ金額の支払い、これは円で行うわけでございます、ということがこの問題の最大の問題でございます。今後長期的にアメリカが海外の駐留軍経費をどのようにしていくかということとは、またおのずから将来の問題としてあるかと思ひますけれども、この取り決めに結ぶ背景といまして、アメリカが海外の駐留軍経費を減らしていくということでは必ずしもございませぬ。

もう一つの今の御指摘の点でございますけれども、それ以外の分野で日本がどんな負担しているかではないかということでございますけれども、日本の負担し得るものにはおのずから地位協定によりまして区別がございます。もちろん、施設、区域につきましては日本政府の負担が近年増大して居ることは事実でございますけれども、これは当然日本政府として地位協定にのっとりまして、さらに個々の案件に即しまして、その案件の事案によりまして決定しているものでございまして、一般的な意味で、日本政府がこれからアメリカの駐留軍の負担を大幅に増大していくということにつながるものではないと思ひます。

○広中和歌子君 そのような御質問をいたしましたのは、ペルシヤ湾の最近の動きについてなんぞでございますけれども、ペルシヤ湾を航行中にイラク軍機のミサイル攻撃を受けて三十七人の死者を出したアメリカのフリゲート艦スタークの被弾問題がございまして、これをきっかけにいたしましてアメリカの議会などでは、ともかくなせペルシヤ湾の防衛にアメリカだけがこのように人命を賭してまでしなくちゃならないのかといったようなこと、実際にE.C.とか日本がこうした地域から非常な恩恵を受けている以上負担をしなければならぬのではないか、このような世論が高まりつつある。そういう中で、アメリカの経済事情を考えますと、そういったことがだんだん前面に出てくるんではないかと恐れるわけでございます。

チア・サミットにおいてもこういう問題が提出されるんじゃないかと思ひますけれども、日本側の対応としてはどのようなことを考えていらっしゃるんですでしょうか、外務大臣。

○国務大臣(倉成正君) ただいま中委員のお話の米フリゲート艦スタークの被弾事故につきまして、私もしばしばテレビで追悼の模様等を見まして大変痛ましいことだと思っております。この地域のペルシヤ湾の安全のために、また世界の平和と安全のために任務遂行中の同艦の乗組員に対して、またその家族の方たちに対しまして心から哀悼の意を表したいと思ひます。

御案内のとおり、我が国の輸入しております石油の六割近くがペルシヤ湾からホルムズ海峡を通つてきておるわけでございます。また西欧諸国もかなりの量がこのペルシヤ湾から来ているということでございます。したがって、そのような議論がアメリカの議会等で起こつてくるということ、私はこれは当然そういう議論は起こり得ると思っております。しかし、これをどういう形で考えていくかということになりますと、ペルシヤ湾の安全航行の問題というのはやはり西側全体の安全保障にかかわる基本的な問題であるということ、アメリカは引き続きこの問題について関係国と連携をとりながらやつていこうという姿勢だと承知しております。しかし、この安全航行について日本がどう貢献し得るかという問題については恐らくサミットでもあるいは議論になるかも知れませんが、我が国の憲法、またそういう与えられた枠内で、やはりこういうペルシヤ湾の安全航行についてとり得るあらゆる外交努力を含めて考えていかなきゃならないと思つておる次第でございます。

○広中和歌子君 前回でございましたが、このペルシヤ湾で数々のタンカーなどが被弾を受けている中で日本の船というのは最近までほとんど受けていなかつたわけでございまして、その安全航行はアメリカに負うところが多かつたのか、それとも日本独自の、前回外務大臣がおつしやい

ましたような、さまざまな外交ルートを通じての手を打つていらしたその結果であるというふうにお思ひでいらつしやいますか。

○国務大臣(倉成正君) ことしになりました、先般の秀邦丸が二隻目でございまして、日本の国旗を掲げている船は二隻目でございまして、御案内のとおり、船籍をリベリア船その他いろいろ、船籍は日本ではございませぬけれども、しかし事実上日本のタンカーというか、日本の乗組員が乗つておりますタンカーがあることは御承知のとおりでございます。これらの被弾はかなりのものがございます。船主協会からもあるいは海員組合の方々からも私ども陳情をしばしば受けておりました。陳情を受けるまでもなく我が国の生命線とも言つべきこのペルシヤ湾の安全航行の問題です。イラン、イラク双方に対しても機会あることにこの安全航行の問題については申し入れをし、また国連におきましても決議が行われました。

また、先般デクエアル国連事務総長さんが来られましたとき、ちょうどたまたまイランの外務次官も見えておりましたので、デクエアル国連事務総長に私がおつせん申しまして、国連事務総長とイランの外務次官との会談も実現したわけでございまして、私はデクエアルさんにも申しましたし、またイランの外務次官にもこの安全航行の問題について、まあイランの次官は自分の国がこの秀邦丸をということは申しませぬけれども、その原因はいずれにせよひとつ十分調査をして御報告をいただきたい、我々国民として重大な関心を持つていこうということ、それからもう一つは、やはりその根源はイラン・イラク戦争にある、これが続く限りにおいては、もう双方必死になつてなりふり構わずいろいろやつておるわけでございまして、なかなか一片の国連決議あるいはその他でこれがとまるものではないというのが現実の姿だと思ひます。

私もカフジに一週間ぐらいいりまして、ペルシヤ湾のことはよく承知しておりますけれども、

そういうことを考えますと、これはやっぱり国際的な世論を起し、そしてみんな力を合せてこういうことのないようにペルシヤ湾の安全航行の問題と取り組んでいかなきゃならないと考えておる次第でございます。

○広中和歌子君 世論で解決すればよろしいのでも、実際にアメリカの軍艦がそこに存在しているということ、見張つていっているのかどうか。そのことについての評価をお伺ひいたします。

○国務大臣(倉成正君) 今中委員お話ししてございますが、これはアメリカのみならずソ連の関係も御案内のとおりここにプレッソスを示しておるわけでございまして、米ソ超大国がこのペルシヤ湾の安全航行については関心を持っておるといふことは事実でございます。しかしそのほかのヨーロッパの諸国についてもやはり同じ関心を持っておる。場合によっては何らかの手段でこれについて対抗手段を講じたいというようなことが新聞等でも伝えられておるわけでございます。

私が世論を起すことと申しましたのは、何とかイラン・イラク戦争の終結のために最大のいろいろなあらゆる努力をしていかなきゃならないと思つておるわけでございまして、そのために効果的かどうかという手段があり得るか。一番いい方法は、もう武器が両方の国に渡らないということが最大のことでしよう。しかし、現在ある武器を取り上げるわけにいきませぬから、そうするとまた非常にバランスの問題が出てくるとか、いろいろな問題があるわけでございまして、率直に申しまして、私も真剣にこの問題を考へておりますけれども、これという決め手がまだ實際ないという状況でございます。今申し上げましたように、イランにとつてもイラクにとつてもこのような長期の戦争を続けていくことは好ましくありません。また、この中東のイラン・イラク戦争が波及するところ非常に大きいわけでございまして、そういう意味で申し上げたわけでございまして、ただもう単

に手をこまぬいて外交交渉と世論と申したわけではございません。

○広中和歌子君 今度は、日ソ文化協定に絡んでソ連の問題についてお伺いさせていただきたいと思ひます。

ゴルバチョフ政権以後のソ連につきましてどのような評価をしていらっしゃるのか、倉成外務大臣にお願いいたします。

○国務大臣(倉成正君) これは大変難しい問題でございます。むしろ広中先生から教えていただくことと幸いだと思いますけれども、御案内のとおり、ゴルバチョフ書記長は現在、政治、経済、社会、文化等各分野で立て直し、ベレストロイカ、あるいは透明性、グラスノスチということで大変積極的にいろいろな問題に取り組んでおられるということには承知しておるわけでございます。

なお、ゴルバチョフ書記長は、現在の改革路線を社会主義体制の枠内で探求する旨述べておられるわけでございますが、このような政策がどこまで真に実現するかということは、今後ともソ連の内政動向を注意深く見守っていくことが必要じゃないかということでございます。これがどういふ方向に進んでいくかという評価を私がここで申し上げるのはいかなものだろうかと思ひます。

○広中和歌子君 昨年七月にゴルバチョフ書記長がウラジオストクで演説をなさったわけですが、これも、太平洋地域への関心というものが非常に最近高まってきた。特に高まってきたということ、その非常な積極的な姿勢が見られるわけでございますけれども、そのことについて何か対策というものを立てていらっしゃるんですか。

○国務大臣(倉成正君) 私は、ソ連の対外政策、今先生お話ししたウラジオストク演説、アジア・太平洋国家としての位置づけということで、アジア・太平洋に深い関心を示したということは承知しておりますけれども、私はやはり言葉より具体的な行動で判断することが必要じゃないかと思ひます。

そういう見地から考えますと、現在のところ、

ソ連の対日政策というものは実質的な変化はないんじゃないか、そういうふうには思っております。この問題、ウラジオストク演説の言葉を今後のソ連がどういふ具体的な行動で示すかということに注意深く見守ってまいりたいと思つております。

○広中和歌子君 今度の文化協定でございますが、それは日本が新しいソ連の動きというものを評価した結果というふうな受け取ってよろしいんでしょうか。

○国務大臣(倉成正君) 御承知のとおり、従来も音楽家であるとかあるいはバレリーナであるとか、あるいは日本からも先方にそういう文化関係の方々が رفتたり、あるいは小範囲でありますけれども学者間の交流があったりいろいろしておつたわけでございますが、協定を相互主義と拡大均衡という原則のもとでひとつやつていこうという一つの基礎をつくれたわけでございます。これは直接ウラジオストク演説との関連で考えたとかいふことでなくて、隣国であるソビエトとやはいこういふ交流を進めることが、そしてお互いに知り合うということが大切なことであるという見地からこの文化協定を結んだわけでございます。

○広中和歌子君 外交のストラテジーの中で、それは経済関係についてはどのようにお考えでいらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(倉成正君) 今先生のお尋ねはソ連との関係でございますか。

○国務大臣(倉成正君) はい。

対ソ政策を考へる場合に一番基本として我が国の政府が今考へておられますのは、やはり隣国であるソビエトとの間に平和条約を結ぶということでございます。

平和条約の要件として最大のものは三つあると思ひます。戦争の終結と賠償と領土。その前二者は解決しておりますけれども、最大の問題の一つである領土問題、北方領土問題という非常に大きな問題がまだソビエトとの間に解決していないこと

と御承知のとおりでございます。衆参両院においてしばしば満場一致をもってこの北方領土の返還の国民の悲願を要求する決議をしていただいております。我々はこの国会の総意を受けてこの問題をぜひひとつ解決したい、前進させたいということがやはり前提と申しますか、その背景にあると思ひます。

したがって、それが解決しないうちや何もやらないかということではございませんけれども、経済的なことをいろいろ進めていく上におきましても、領土問題という大きな障害が前に横たわつてそれが全然前進しないということになると、おのずから経済問題には、交流には限界があるというか、そういう感じがするわけでございます。

政経分離で、政治は政治、経済は経済、どんどんやたらいいではないかという議論もございませぬけれども、私もそれはそういう立場をとつていないということでございます。

○広中和歌子君 文化協定の場合には、領土問題は余り考慮に入れていない……

○国務大臣(倉成正君) いろんな環境づくりという面でも相互に、いいものはやはりいいわけでございます。音楽にしましても何にしましても、したがって、いいものはいいということをお互いに体制は違ふけれども知り合うということは、やはり双方にとって非常に大事なことじゃないかと思ふんです。

実はこれ全然事柄が異なつて恐縮でございますが、イギリスの国会議員、私が外務大臣に就任する前ですが、七、八人來られまして、全部ケンブリッジかオックスフォードを出たハイレベルの国会議員の方々です。日本に何回皆さん來られたことありますかと聞いたなら、もうほとんど初めてという方はかりでした。もちろん若い方が多かったわけですが、そこで私が申し上げたのは、私なんかイギリスに余り行ってないけれども、少なくともロンドンには七、八回は行って、そういうことを考えると、やはり皆さん見ていただかないといけませんよということを申し上げたこと

とを記憶しておりますが、そういう意味での文化交流というのは、お互いに日本というのを知り、またソビエトというのを知る、また環境づくりということには役立つのではないかと思ひます。

○広中和歌子君 環境づくりでございますけれども、例えばアメリカが日本を非常に戦後評価するようになったのは、日本のすばらしいトランジスタだとか壊れない自動車とか、そういうようなことがあつたんじゃないかと思ひます。

いいものはいとおっしゃいましたけれども、ソ連は最近非常に日本製品への興味を示している。何かエキスポかなんかあつたのでございませぬ。何かエキスポかなんかあつたのでございませぬ。何かエキスポかなんかあつたのでございませぬ。何かエキスポかなんかあつたのでございませぬ。

きりなしに人が來たというふうなことがあつたわけでございますけれども、品物というのでも単に経済的なものだけではなくて、日本製品を通じての文化交流というのでもあり得るのではないかと。日本も市場拡大ということで数カ所にはかり、自由主義圏の中で非常に困つた状況にあるわけでございます。ですから、新たな市場開拓という観点からもソ連にもつと積極的に目を向けてもいいのではないかなというふうな、素人でございますが大変興味深い言い方でございますけれども、そういう趣旨で御質問させていただいておるわけでございます。

○国務大臣(倉成正君) ただいまの件は共産圏との経済交流の問題でございますが、現在でもある程度の経済交流は進んでおるわけでございます。しかし、コムの規制があつたり、先ほど申し上げましたように領土問題という大きなとげがまだ残つている段階でそう大きな交流がでないという一つの制約があるわけでございます。一部の方は、そういうこと言わないで経済交流をどんどん進めて、出口論で領土問題は片づけていいじゃないかという御意見の方もございませぬけれども、日本政府としては政経分離の立場はとらないという考え方を貫いておる次第でございます。

○広中和歌子君 合併事業につきまして具体的にどのようなことが始まつているんでしょうか。

○政府委員(長谷川和年君) 委員御指摘の合併事

業でございますが、合併事業につきましては、先方で目下関連の法案を制定しまして、内容をこちらの関係者に周知している、こういう段階でございます。実は数週間前に日本で東レ、昔の東洋レーヨン、東レの経営研究所が主催しまして、ソ連の合併関係者を招待しまして日本側の経済人に対してシンポジウムを開きました。現在はまだそういう段階でございます、民間の方々の反応も今出つつあるところでございます。

○広中和歌子君 七〇年代でございますか、西ドイツなど非常にソ連と積極的な経済交流をする中で、ソ連から西ヨーロッパ向けの石油のパイプラインを建設して、そして八四年以来それが使われているということでございますけれども、日本とシベリアのシベリアパイプラインなんというようなことは考えられませんか。

○政府委員(長谷川和年君) 先ほど大臣が御答弁なさいましたが、日本とソ連の経済関係に關しましては、一般的に無原則な政経分離というふうな方針は政府はとっておりませんで、やはり互恵の見地から広い観点から判断して従来から進めてきている。そういうことでございまして、個別の問題といたしまして、やはりこういう方針でもって今後ともケース・バイ・ケースで進めていきたいと思います。

○広中和歌子君 西ドイツの場合はベルリンが二つに分かれていてございましてけれども、あちらは違うようなやり方でございまして、やないかと思っております。

私パイプラインと申しましたのは、多少思いつきのところもあるわけでございますが、先ほどのお言葉にもございましたように、六〇%の石油をベルンヤ湾沿岸諸国に負っているということ、それは大変に危険なことではなからうか。もつとリスク分散というふうな観点からいたしまして、さまざまなところに特に石油に關しましてはルートを持っていただく方がいいのではないかと、向こうは買ってお金があるわけでございますから、やは

りこちらが買つてあげなければ向こうはこちらのものを買つてくれない。非常に単純明快なる経済的な考え方で何かこちらからイニシアチブをとつてもおもしろいんじゃないかなんていうふうな思っているのでもございますけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(長谷川和年君) 私、エネルギー関係には専門でないので、果たして正しいかどうかはわかりませんが、日本は自由主義経済の国でございます。こういった資源の輸入、あるいは一般に商品の輸出等に関しましては、民間の方がそれぞれ総合的に判断をして、その御判断においてリスクも分散して契約をし、また取引をしているのではないかと、そう思います。

○広中和歌子君 ではソ連につきましてはそのくらいで、私といたしましては、現状にこだわることなく柔軟な姿勢をとっていただければ大変ありがたいと思っております。

それからまた素人の考えで非常にとびなことをお願いして恐縮なものでございますけれども、最近の貿易摩擦を見ておると、ともかく日本が一番非難の対象になっているわけでございますけれども、日本だけではなくて、ほかはいわゆるNICsと呼ばれる国々、それも少なくとも対米貿易黒字国という点では非常に目立っているわけでございます。

現在の段階におきましては、日本はアジアで唯一の国として西側ブロック、先ほどウエスト、西側というのの定義が出ましたけれども、西側ブロックに属し、サミットにも参加しているわけですが、西側の一員と言われながらも、やはりヨーロッパなんかでは日本のことをウエスト・アンド・ジャパンと。この場合のウエストは地理的な意味だろと思っておりますけれども、ともかく日本は何か七つの国の中ではやはりちょっと離れた存在といったような傾向も今までも強かったし、最近でも完全にはそれが払拭されていないんじゃないか。そういう中で非常に大幅な黒字を抱えておりまして、アメリカだけじゃなくてECからも

非難を受け、非常に孤立化というのでしようか、それが心配されるわけでございます。

そういう中におきまして、日本もアジアの中でもっと積極的な同盟関係というんでしょうか、そういうものがつくれないかなど。私のモデルとして頭にあるのはECなんでもございますけれども、これまでNICsと日本との間には非常な経済力の差があったことは事実でございますけれども、日本は今後低成長時代を迎える、一方NICsの方はほとんど成長を早めているわけで、NICsと日本の差はこちら側の認めたくないといつしても、非常に差は小さくなってくるんじゃないか。で、それだけではなくて、NICsの諸国は歴史的にも文化的にも数々の共通点を持っておりまして、その気になれば協調しやすい相手ではないかなというふうな考えを持つのでございます。

ついでにもうちょっと話させていただきますと、例えば西ドイツが非常な黒字を抱えていても非難の対象になりにくいというのは、やはり後ろにECの諸国が控えているからだ。もちろんそれぞれの対応の違いも日本と西ドイツとの差はあつたと思っておりますけれども、ECの中に守られた西ドイツということを考えますときに、やはり日本も何かアジアの中で同盟国というんでしょうか、友達を持つてほしいと思つておられるわけでございますが、御意見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(倉成正義) 今非常に重要な問題を御提起いただいたわけでございますが、端的に申し上げます、ASEAN諸国を考えてみましても、今日本に対する留学生はほとんど——ほとんどと言つていい過ぎですけれども、非常に少なく、アメリカあるいはオーストラリア、ヨーロッパの方が多いわけですね。これはいろんな問題があるかと思つておられるけれども、基本的に考えなさいけない問題じゃないかと思つておられます。

したがって、NICsのお話でございますが、このNICsは、実はDACの事務局の文書、それから一九八五年のDACの議長報告の中で四つに分類してございまして、一つは後発の開発途上国、

LDC、それから第二が低所得国、それから第三が低所得国、第四が高所得国。一々原語は申し上げませんが、高所得国、その第四番目の分類の中にNICs、ニューリー・インディア、カンタリーズというふうなことでいわゆるNICs、香港、台湾、韓国、シンガポール、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、ギリシャ、ポルトガル、ユーゴスラビア、この十カ国が入つておられるわけですね。これはもう釈迦に説法でございますけれども、そういうことでございまして、

そこで、最近非常に急速な拡大を示しております、世界経済の中でも大変な勢いで、成長率は一番高い状況にあるわけでございます。私も最近韓国に参りまして、韓国の自動車工業の現状、これは現代、大宇、起亜といふ大体三つが一番代表的なもので、起亜工場、これはソウルの近くでございまして、日曜日でございまして、あれも見せていただきました。とにかく相当な規模でオートマチックにやっております、資金その他から考えていくと、日本の自動車工業もこの辺で相当追い抜かれていくんじゃないだろうかという感じをいたしました。また、造船になりますと、現代造船所などになりますと、日本の造船所よりも、高度の船は別でございますけれども、タンカーとかそういうのにすると非常にコストが安いということ、今一例を韓国に挙げましたけれども、他の地域につきましてもやはりそういう問題がいろいろあるかと思つておられます。

したがって、これらの国も自由貿易体制に依存しているわけでございますが、ECとのお話がございまして、私は、やはり将来はどうしても水平分業をして役割分担ということが必要になってくると思つておられるけれども、当面の問題としては、ちょうど日米関係みたいな日本とNICsとの関係が出てくる、相当な摩擦がよほど努力しないと出てくるという感じがいたします。

具体的に申し上げます、非常に安い物がほとんど日本に自由に入ってくるということになると、日本の産業構造をよほど高度化し、変えていかな

きやならないということになって、大変な雇用問題その他日本の産業構造に問題が出てくる可能性が出ると思ひます。ですから、水平線を眺めて、やはり二十一世紀を眺めて、先生のお話は、そういう方向にいかなきやいけないと思ひますけれども、この数年を見て考えるということになるとなかなか大変難しい問題があるような感じがいたすわけでございます。恐らく先進工業国の間でも現在はそれほど大きなウエートを占めておりませんが、それでも、NICSの問題というのはやはり一つの大きな問題として取り上げられていく可能性があるとと思ひます。

日米関係についても非常に関心を持っておりまして、アメリカが保護主義になるとNICSは輸出ができなくなるというので、日米の関係についてもそういう意味で非常に関心を示しておる。また、アメリカが不景気になればまた輸出が伸びないという問題があるというので、非常に世界経済は絡み合っておるわけでございますけれども、やはり長期的に先生がお話しのような視点で物を考えてみるということは大事じやないかと思つておりまして、ECも大変遅い歩みでありますけれども、少しずつ少しずつ統合の道をたどつていくというのを参考にすべきだと思ひます。

○広中和歌子君 まさにおっしゃいましたように、ECの場合も最初は経済関係からスタートしたことでございまして、NICSの中でもアジアの問題、例えば現在でありますならば対米黒字、そうしたものを中心に、やはりコーディネーションとコラボレーションというんでしようか、そういうものがあつた方が、つまり摩擦以上にそうした協力というものが今望まれてるんじゃないかというふうな気がするのでございましてけれども、それについていかがですか。

○國務大臣(倉成正君) ECの場合は、御案内のとおり、第二次世界大戦後の教訓から、またいろいろな意味において一つのいろんな共通の基盤があるわけでございますけれども、NICS諸国と若干事情が違うような感じがいたしますね、いろ

んな意味で、宗教にいたしましてもいろんな問題にしましても、ですから、ECはローマ条約の通商の問題からだんだん範囲を広げてきてはおりましてけれども、しかしこの辺の問題、ちよつとまだ先生に確たるあれを申し上げる自信がございませぬ。今、将来を展望してこれらの問題を真剣に考えていかなきやいけないという問題意識は持つておるわけでございます。

○立木洋君 最初に、特別協定の問題でお尋ねしたいと思ひますが、現行の地位協定が昭和三十五年六月に発効してから、この二十四条一項、二項で定められた内容に基づいて一定期間経費が出されてきたわけですね。ところがある時期からこの経費の出し方に変更が起つた。地位協定が発効してから、それまで行われてきた経費の支出について最初に変更が起つたのはいつから起つたのか、変化が生じたのはいつからですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 地位協定二十四条一項二項の解釈をいたしまして、昭和五十三年及び五十四年に解釈を行ひまして、駐留軍労務者の経費の一部を日本政府が負担するというのをいたしたわけでございます。

○立木洋君 一九七一年の沖繩返還、あのときの施設費の問題、それから関東計画が提起されてから政府は統一見解を述べていますでしよう、施設費については、これはやはり維持費についてのそれまでの経費の支出が変化をした最初のことではなかつたでしょうか。今、藤井さんがおっしゃつたのは労務費の方ですね。労務費の方じやなくて、私が言うのは地位協定全体、二十四条全体から見ると、今までの支出と最初に違ひが生じたのはいつからかということですから、施設費の方も当然入るべきではないでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいま委員の御質問が地位協定上の解釈ということでございますと、施設費につきまして、日本政府といたしましては、地位協定上の解釈、すなわち二十四条及び協定三

条の解釈について変更というものは一切ございませぬ。

○立木洋君 解釈ではなくて、支出の変化です。それまで出してきた支出の仕方にどういふ変化が生じたか。

○政府委員(藤井宏昭君) 委員の御質問を私正確に、支出の変化ということで、何を意味なさつておられるのか把握しかねるところがございましてけれども、昭和四十八年にはいわゆる大平答弁というのがございまして、運用方針には一つの指針が与えられておることは確かでございます。

○立木洋君 沖繩返還、そしてその後一九七三年の関東計画の統合や廃合の問題ですね、いろいろな計画をやられたそのときに、つまりそれまで行われていなかつた施設費のうち新築の部分だとかあるいは改築の部分、これをそれまで行つていなかつたわけですね、一九七一年までは、ところが沖繩返還後、これを青森の三沢だとかあるいは山口の岩国だとかの米軍の兵舎、これの新築、改築を行つてほしいという要望が提起された。改めそれが問題になって、国会では大議論になつたわけですね。

それは、これまでの地位協定に反するやり方ではないかということが問題になって、そして大平外相自身が一九七三年二月の七日に衆議院の予算委員会、こういう前例はありませんと明確に認めておるわけですよ。そういう前例、つまりそういう項目で支出したことはないかと政府自身が認めて、もともとは一九七一年の六月にロジャーズと当時の愛知外相が話し合つて、リベラルな解釈でこれを何とか負担してもらえないかということ、結局それを負担するようになった。これがやつぱり最初の変化ではなかつたのか、支出の上における。そして、その後政府は統一見解を出して、「代替の範囲を越える新築を含むことのないよう措置する」という政府の統一見解が出されたよな。解釈の意味ではなくて、支出の上でそういう変化が起つたのはこのときが最初ではないでしょうか。間違ひはないと思ひますけれども、

どうでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 大平答弁で一つの運営の方針が与えられていることは確かでございます。

○立木洋君 余り先を動かして答弁なさらなくてもいいんですから、これは事実であつたということとを認めていただければ、私はそれ以上のことを聞くつもりはないんで。

ですから今、つまり思いやり予算というふうな問題がなされるようになった昭和五十三年、一九七八年以降、結局それまでの地位協定に変わつていろいろな口実、解釈を加えながら支出がなされたというふうになされて、つまり思いやり予算としてされてきておりますけれども、実際には地位協定のそれまで行つてきた慣例と異なることが既に一九七二、三年に生じていたということを私は指摘しておきたいわけですね。

今いろいろと思ひやり予算で出されている金額というのは相当な金額になっておりますが、施設それから労務費の方を含めて、いわゆる思いやり予算で出されているのは、これまでの期間、六十二年度の予算も含めてどれだけになりますか。

○政府委員(安倉宗夫君) 昭和五十三年から六十二年までで約三千九百億でございます。

○立木洋君 それは施設の方がどれだけ、いわゆる労務費と言われる部分が幾らになっておりますか。

○政府委員(安倉宗夫君) 今ちよつと足してみますので……

○立木洋君 私の計算とちよつと違ふから。ではその計算しておる間にちよつと別のことを聞きますけれども、先ほど来同僚委員の方からいろいろと、あなた方は、藤井さんは解釈の変更ではないというふうな、否定をされましたけれども、しかしいろいろと口実が変わつてきて、そして実際には多額の思いやり予算というものが支出されるというふうなことに現実にはなつたわけですね。これは五十三年度の労務費の負担の場合、この場合に法定福利費だとか任意の福利費や管理費など

を日本側が負担するようになった。それから五十四年度の場合に、労務費の負担としては、格差給だとか語学手当や退職手当のうち国家公務員の水準を上回る部分、それを負担するだとか、それ以来格差給の負担がずっと系統的に行われてきた。

その前の施設の負担も含めて五十七年九月に承して、六十年四月から実施されているF16の三沢配備等を背景とした駐留経費中の施設費、これらの負担増というのを出てきているわけですし、六十一年の十二月に行われた特別協定で労務費の負担増ということも問題になった。こういう当然アメリカ側が負担すべきだということ、昭和三十五年から昭和五十二年までやってきた、労務費の件で言えば、施設費の件で言えば一九七二年、昭和で言えば四十七年までやってきたその負担が、今度は日本側がそれを負担しなければならなくなってきたというのはいくら理由からですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 施設費と労務費と明確に分けて考えた方が正確であると思います。まず施設費の方でございませぬけれども、たゞいま委員御指摘のお話は、要するに大平答弁までは老朽施設の改修、改築などは行わなかつた、それを行うようになった、一言で言うところのことかと存じます。そういうことでございませぬと、地位協定の解釈としては、政府の立場の解釈といたしましては、それは従来から可能であつたわけでございますが、実際のリロケーション等がその時点で問題になってきたということ、それから老朽隊舎等が戦後何年かを経てそういうことが出てきたという時点におきましてその運用の方針を整理したのが大平答弁でございまして、地位協定の解釈がそこで変わったということではないということでございます。

地位協定の解釈は、先ほど冒頭にちよつと述べましたけれども、二十四条それから三条あわせまして、日本政府としては、個々のそれぞれの案件につきまして、その案件の安保条約遂行上の意義とかあるいは我が国の財政上の事由とかあるいは

社会的に与える影響など、広範な見地から総合的に検討いたしまして、さらに予算という形で国会の御承認を得て、アメリカに施設、区域についての支出、これの提供を行つてきているということでございます。その解釈等については変更はないというふうな存じております。

それから労務費については、先ほど申し述べましたように、昭和五十三年、五十四年に我が国政府として一定の解釈を行ひまして、その解釈は今日でも変わっておりません。その解釈のさらに特例として今回、今お願いいたしております協定を国会に御提出している次第でございます。

○立木洋君 大平答弁の問題についてももう少しやりたいんですが、それなら解釈を変えたということですね、五十二年、五十四年に、解釈を変えたという理由は何でしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 変えたと申しますか、より正確に言いますと、解釈を明確にしたということでございます。その背景には、当時御存じのとおり円高等の情勢があつたわけでございまして、労務費については今日と基本的には似たような情勢でございませぬけれども、円で支払つておられるわけでございませぬけれども、同一の円の額でございまして、ドルでは大変に余計必要になつてくるという情勢が生じた。

務者の雇用の安定という見地等に立ちまして、日本政府が自主的に行つていられるものでございませぬ。○立木洋君 自主的という判断がどういふ判断基準によるものかということにまたなるかもしれませぬけれどもね。

例えば経過を見てみますと、この労務費の新たな負担の要求が出てきた経過というのは、一九七五年八月、フォード三木会談、そしてその後の八月末、シュレジンジャー・坂田会談、七七年九月、ブラウン三原会談、七八年六月、これは丸山さんというふうな話もありませぬけれども、ブラウン・金丸会談、八一年五月、レーガン・鈴木会談。そしてその後いろいろ担当者話し合いがあります。八六年九月、ブッシュ・栗原会談、そしてその後大臣がサインされた特別協定。

この話の内容を全部、新聞を客観的に見ても、全部アメリカ側から出されている要求なんです。思いやりという、何か相手が困つていられるから、こちらが相手の気持ち察して出してやるというふうな、そういうニュアンスがありますけれども、思いやりというのはいわゆるそれはつくられた言葉であつて、実際にはアメリカがもっと強力に日本側が負担すべきであるという要求を提起してきて、それで拡大解釈をする。だから、その過程の論議の中で常にそのときどき、これが最大の限界です、これ以上はなかなか困難ですということも外務省当局だつて言つてきたわけなんです。だけど、それが結局アメリカの要求に押されてこういう膨大な金額を出さなければならなくなつた。金額は幾らですか。

○政府委員(穴倉宗夫君) 提供施設整備の方の合計が三千九百二十四億、それから労務費の合計が千七百六十五億、合計いたしますと五千六百八十九億というところでございませぬ。私が先ほど申し上げたのは、提供施設整備の方だけを申し上げたわけでございます。

○立木洋君 これは予算ベースですね。予算のときの金額でしよう。契約ベースになるとどうなるんじやないですか。

○政府委員(穴倉宗夫君) 予算ベースの数字でございます。契約ベースの数字は予算ベースの数字と違ふことは事実でございますが、いずれにしても契約したものは予算で現金化する、あるいは予算で現金化したものはその逆に契約が必ずあるということですから、ある年度たちますとこの数字は必ず同じ数字になるわけでございます。

○立木洋君 私、ちよつと計算してみたいんですが、予算ベースで今言われた五千六百八十九億、膨大な金ですけれども、契約ベースでやりますと、今回また別として、六千二百八十八億円の金額になつて、やはり六百億ぐらゐるんです。これほど莫大なお金なんです。この莫大なお金というのがこれまで五十二年から出されてきた、六十二年まで、十年間の間に、それに対しては、大蔵省の圧力もあつたかどうかは別としても、外務省だつて、はい結構です、それなら出しましょうといつて、ばつばつばつと出してきたわけじゃないでしょうか。それは地位協定の解釈の問題からいろいろやられていられる。しかし結局は地位協定の解釈の問題でも押し切られて、そして外務省自身がアメリカとの関係を最も重視しなければならぬ。これは園田さんが言われたとおりです。きのうも言いましたけれども、ある国に対しては強く、ある国に対しては弱いという日本の外交上の姿勢に問題があると、私が言ったんじやない、園田さんが言ったんです、今はおいでになりませぬけれども。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいまの委員の御指摘は、五十二年以降の施設、区域の提供整備を含ま

めまして全体を一緒にしてのお話でございますが、そのうちの労務費につきましては、先ほど申し述べておりますように、五十三年、五十四年の一定の解釈を行ってきておりますが、その後労務費は、昭和五十四年度は百四十億円でございまして、それが六十一年度では百九十一億というところで、労務費の支出は若干ふえておりますけれども、大幅にふえておられるわけではございません。今回お願いしておりますのは、それに百六十五億円新たにお願いしたいということでございます。

施設、区域の方につきましては、先ほど申し述べておりますように、解釈とかあるいは運用とか含めまして、昭和五十三年以降あるいはそれ以前もそうでございますけれども、変更は全くございません。個々の案件に即して米側と日本側が話し合ひまして、それをさらに国会の御承認を得て支出してきておられるというところでございます。

○立木洋君 いや、その経過の点については、私はそういう経過がどうこうというふうなことを言っているのではなくて、事実上結局筋の通らない話で、解釈を変えてまで、アメリカの意向に屈してこれほど莫大なお金を出さなければならなくなってきた。

施設の問題で言えば、一九八四年度のアメリカの軍事建設計画の中には、三沢基地強化のためのいろいろな施設がありました。指揮所や情報施設や航空機制御システムや、地下貯蔵弾薬庫やイグルー式弾薬庫や基地補給処など、F16関連施設経費全体で三億七千三百万ドル、このうち七四％に当たる二億七千五百万ドルは日本が負担をするとしていたわけでしょう。問題は、ただ単なる住まいをつくるだとかどうとかということよりも、だんだんそういう形で、アメリカが行っているいわゆる軍事的な戦略、それ全体に日本の金がかかるといわれるようになってきているんですよ。これは解釈がどう変わろうと変わるまいにかかわらず現実はそのようになっておられる。そういう要求をアメリカがだんだん出してきておられる。これはアメリカの彼が述べたのを引用させても

らえば、つまり八〇年の三月一日のアメリカの下院歳出委員軍事建設委員会の秘密聴聞会、ここでは国防総省のピンクニー東アジア太平洋洋局長は、このアメリカの議会で、アメリカ政府の目標は、つまり日本においての目標は、米兵の給与以外のすべての基地維持費を日本に負担させることであると明確に言い切っているわけですね。これは大変なことですよ。これで、先ほど来、五年たつたら絶対こればもう問題がございませぬ、短期的ないわゆる一時的なものでございませぬと言つたわけだれが信用できますか。これまでずっと長年の間だんだん解釈を変えてこれほど莫大な六千数百億円の金も出してきたわけですからね。

大臣、この経過をどうお考えでしょうか。○政府委員(藤井宏昭君) まず、圧力云々でございませぬけれども、ただいま御審議いただいております特別取決めに関しまして、アメリカ側からの圧力によってこれを行つたものではございませぬ。昨年の九月米原長官が訪米なさいましたときに、米側から、議会で労務費の負担の増大を要請しているというところは伝えられましたけれども、アメリカ政府からこれをお願いしたいということではございませぬ。したがって、アメリカの圧力によってこれを行つておられるのではなくて、自主的に進んでおられるということでございます。

三沢につきましては、F16を三沢に配備することはアメリカの安保条約、地位協定の権利のみならず、それが我が国の安全保障に役立つというところでございまして、それに対する我が国の支援といたしましては、その適切な範囲内で行つておられるということでございます。

最後のピンクニーでございませぬけれども、これは確かにそういう発言はしておりますけれども、昭和五十五年十一月二十五日の参議院内閣委員会におきまして政府委員から、このピンクニーの発言というのはアメリカ政府の統一見解でもないし、またこの発言の内容につきましては賛同しがない部分があるというところを明確に述べておられます。私もそのピンクニーさんが

どういう意味でそういう発言をしたかわかりませぬけれども、賛同したい内容を含んでいるというふうには思いません。

○立木洋君 いや、これ最後の質問にしますので、大臣の御所見だけ伺つておきたいと思つております。こういうやり方、つまり条約の解釈、今まで行つてきた双方が協定を結んだときの解釈を途中で変えなければならぬ状態が生じたときに、何ら相手からの圧力を感じないでやつたということ、それは大変にアメリカに從属しておるといふことを意味するんですよ、言葉を交えて言いますと、日本の国民の金を出すんだから、出してはならない、出さなくてもいいものを出すということになる。それを相手からが要求されたらこれは圧力を感じるんですよ。圧力を感じないでこんな莫大な金を今まで平気で、はい、はいと出してきたら、そんな日本の政府は全く国民の苦痛も感じないような政府か、それほどアメリカに從属しているのかと言わなければならなくなるんですよ。

私はその点、アメリカ自身が言つておられるんですよ。一九七七年にスターツというアメリカの会計検査院院長が議会で報告しております。彼が言つたのは、日米地位協定は、基地の土地使用料及び関係経費を除いて在日米軍を維持するためのすべての支出は米側が負担することとしておられるため、この経費を相手に持たせるには問題となり得ようとはつきり言つておられるんですよ。アメリカ自身が、今までアメリカが持つてきた経費を日本側に持たせようとするのは、地位協定ではおられないんですよ、これは問題になりますよ、しかし日本の追加的支払いを我々は求めたいんだ、だからそういう見地で労務費の分担方式を作成するよう交渉を始めるようにといつてアメリカの国務省と国防総省に報告を提出しているんですよ。それで、地位協定に反するから問題になるんですよ。これはアメリカの議会の報告の中にそういうことまで出されている。

それからさつきヨーロッパの問題が出されましたが、結局ヨーロッパでは、ドイツに二十五万人駐留してあります。これは一九八四年の統計ですが、そして日本には当時は六万人以下です。だから両方で、日本の政府が米軍の駐留維持に使用した金額はどれだけの差があるのか、西ドイツにいる米軍の駐留維持に使用した金額は幾らなのか。何と日本で使用したのは、六万人足らずの米兵に対して十二億四千万ドルです。ドイツは十三億ドルを供与してあります。これは八五年十月十五日、日本とアメリカの南東部合同会議の議事録の中に出ておられます。

これで計算すれば、まさに日本の場合には西ドイツと比較して米軍一人当たり四倍近い維持費を出しているということになるんですよ。大変なことですよ。これが從属的な、屈辱的なことでなくて一体何なのか。ここまで特別協定をしてやつてやらなければならぬ、そんな屈辱的な協定に外務大臣、署名をなさるとは一体いかなるお考えなのか。この点で最後に大臣の御所見を伺いたい。

○国務大臣(倉成正君) ドイツとの関係は後で政府委員からお答えすることにしまして、せつかくの立木委員のお話でございませぬけれども全く見解を異にしておられます。

我々は、日米安保条約というのが日本の安全、極東における国際的平和及び安全の維持のために必要である、そして米軍の駐留を認め施設、区域を提供しているわけでございます。したがって、一朝有事の際には日本が安全に守られる、そのための施設であり、また米軍の関係の労働者を雇用しているということでございます。もちろん、地位協定その他についていろいろ相互の取り決めは守つていくことは当然でございますけれども、やはり我々は相手から圧力を受けるとか受けないとかいふことじゃなくて、日本がこれを守らなければならないという観点に立つならば、やはり相互に話し合ひながら我々が経済情勢全体の中で負担をしていくということはおかしいことではない。圧力とか何とかそういうものじゃなくて、自主

的に判断して決めたものでございます。
○立木洋君 日米安保条約によって日本が守られていられると言いますが、つまり、日本は独立しているんだとか何とかというのを常に繰り返す、だから防衛費が必要だ。

これは、例えば昭和四十五年のアメリカの国会で行われたサイモン委員会での証言だつてあるんですよ。日本の防衛、通常兵力による日本の直接の防衛に対する主要な責任は今や全く日本にある。我々は通常兵力による日本の直接の防衛に直接に関係する兵力は、陸軍にしろ空軍にしろ日本に持っている。これを一つ挙げておきます。

もう一つ、アメリカの下院外交委員会アジア・太平洋小委員会の対日公聴会における防衛論議、一九八二年三月に行われています。ウェスト国防次官補は、日本だけが孤立した形で攻撃されるということはない、いかなる場合でも日本が単独で本土防衛をするという事態をアメリカは想定していない、そういう事態は起こらないだろう。結局、ソ連が日本を直接攻撃する可能性は少ないんだ、だから米ソがどこかで戦った場合に日本が参加する可能性がある。この問題については、一九八一年の国防報告の中に、ここでもやはり、ヨーロッパその他で米ソ間に紛争が起こったときに、このときに日本の自衛隊がそれに対する対応措置をとらなければならなくなる。つまりオホーツク海と日本海からの太平洋への主な輸出口を、つまりソ連の輸出口を封鎖することができると確信している。これがまさに有事なんです。

だから、問題というのは、米軍というのはアメリカの世界戦略をやるために日本に来ているのであって、日本を守るために日本に来ているんじゃないという事はアメリカの証言何ほどもあるんです。そういうふうなアメリカの議事録を十分に御研究なさらないで、そしてアメリカが世界戦略を進めるために行っている行動に日本の莫大な金を投じているというふうなやり方を、こういう協定の内容まで、いわゆる解釈を変えるだとか変更するだとかしてやらないければならぬ理由はない。

ない。堂々と主張すべきことは主張するということには私はやるべきだ。

この点については、今倉成外務大臣も立木委員と意見を異にすると言われたから、もちろんあなたに私の見解に同意してくれというふうな意味で申し上げているのではないけれども、しかし問題は、そういう状況になっていくわけですから、だからアメリカのそうした大変な核戦略を強化していかうとする事態に対して莫大な日本の税金を使おう、しかもそれを、こうした事態を地位協定の解釈を変更するだけではなく、新たにこういう特別協定までつくって日米共同作戦体制が強化されていく方向に積極的に加担していくというやり方は、断じて賛成できないという事だけは、私ははっきり述べておきたいと思えます。

次に、時間がなくなりましたけれども、多数国間の投資保証条約の問題についてちよつと二、三質問いたします。

これは、相当長期にわたって、この保証条約を作成されるということが二十年近くにわたって大変な状況にあったという、そういう状況にもかかわらず、今回極めて速やかにこの条約がソウルにおいて八十五年十月に確認されたというのはいくら理由からでしょうか。

○政府委員(英正道君) 委員御指摘のとおり、途上国の経済発展を支援するために返済を伴わない資金が流れかつ技術が移転するという事で民間投資が重要であるということも、もう戦後六〇年代から言われてきたことでございますけれども、やはりこの民間投資をどういふふうにしていくかという事については、率直に言って、投資をする側それから投資を受け入れる側、いろいろな経験を経てそういう環境が漸次整ってきて今回この条約ができた、このように理解しております。
○立木洋君 だんだん条件が整ってきたといつたつて、あなた細目がまだ決められていないんですよ。細目上ではいろいろ問題があるわけだし、ましてや開発途上国でもこれを留保しているという

国が十一カ国、フィリピンは留保をとりましてけれども、残っているわけでしょう。だから、うまくいって条件が整ってきたからではなくて、この一年間レーガンが相当これに対して積極的に促進するというようなことがやっぱり背景には大きな力としてあったんじゃないですか。

○政府委員(英正道君) 米政府も確かに熱心であったかと存じますけれども、これはあくまでも関係国間の話し合いでこういうものでまともなことでございませう。

○立木洋君 この二十三条で、これは前お尋ねしたことがあるわけですが、一九七四年に新しい国際経済秩序確立の宣言等、これは英さんにお尋ねしたわけじゃなくて前の局長さんにお尋ねしたんですが、その中に日本が留保している条件等も幾つかあるわけですね。今回の二十三条の中に、「投資の流れを阻害する要因の除去」というふうな項目、あるいは投資環境の改善等の項目が入っておりますが、これは新しい国際経済秩序確立の宣言等の中で述べられている開発途上国の要求とはやはり対立するといえますが、異なる内容のものではないかと思うんですが、この「阻害する要因の除去」という、この要因とはどういうことを意味するんでしょいか。

○政府委員(柳井俊二君) 先進加盟国及び開発途上加盟国における投資阻害要因としてはいろいろあり得ると思えます。政策上あるいは制度上のさまざまな要因が考えられるわけでございますけれども、例えば先進国側におきましては、その国民が行う対外投資につき制限を行っている場合であるとか、あるいは開発途上国側におきましては、対外投資の受け入れに関するいろいろな行政的あるいはインフラ的制約というふうなものも考えられるわけでございます。この中にはあるいは法制度が整備されていないというふうな問題もあろうかと思えます。そのようなものを除去することにはやはり先進国から開発途上国への投資の流れを促進する、これはひいては開発途上国における経済発展にも資するということであらうと思いま

す。
○立木洋君 しかし、十一カ国が留保し続けているという主な原因は何でしょうか。

○政府委員(英正道君) 採択の際に態度を留保した国、それからそもそも採択に参加しなかった国とがあるわけでございますが、この採択の際に態度を留保した十二カ国のそれぞれの理由については必ずしも承知しておりませぬけれども、一つは、投資の紛争について国内の裁判所以外の裁判管轄を認めたくないという理由も一部には存在しているのではないかと感じました。ただ、その後、この十二カ国の一つであるフィリピンは本条約に署名しております。今後、このMIGAについての理解が深まって、さらに多くの国が署名、締結を行うということを期待しておるわけでございます。

○立木洋君 時間がないので、もう一方的に私の方で若干述べさせていただきますけれども、この投資保証機関が設立して、今国際的に存在している経済問題、南北間の経済問題を本場に解決していくのなんだろうかという点については、私は極めて否定的なんです。どういふ点か、一九七五年当時、先進国と開発途上国とのいわゆる国民一人当たりの所得の差、約五千ドルです。先進国が五千四百七十ドル、開発途上国が四百七十ドルです。八四年の段階でどうなっているか。先進国では一万一千四百三十ドル、開発途上国では六百四十四ドル。つまりその差は五千ドルから一万七百八十六ドルに広がったんです。これはUNCTADの問題でいろいろ会議で議論されながらも、経過としてはこうなりました。

それから例えば債務の問題では、一九七一年当時、これはOECDの調査によりますけれども、当時の中長期の債務の合計が約九百億ドル足らずです。現在幾らか、一九八五年末、世銀の報告によつてもこれは九千五百億ドル。八五年末です。現在はもう一兆ドルを超えました。大変な金です。累積債務が膨大になって、もうにっちもさっちもいかないという状態です。

だから、そういうことを解決するために、それは投資が欲しい、何とかしてほしいという人があるかもしれない。もともと、そのために結局返さなければならぬお金の方が何倍もたくさん返さなければならぬという状態が現実存在しているんです。アフリカに行つて調査してみると、大変な事態です。いわゆるお米の援助だといつてもらつた三十五億ドルですか、実際三十五億ドルもらつた二十九カ国が返さなければならぬお金が六十五億ドルだといふんです。これでは一体援助してもらつても実際私たちがどうしていくんだと。まあ自助努力だとかいろいろありますがありません。しかし、南北の問題というのは大変なんです。

今度のこの投資保証条約というのは、これは投資をする側にとつてはよりよいような条件を積極的に与えて、投票のやり方についても先進国に有利なようになるようになっていくんですよ。こういう状態が本当に今の南北間に生じている国際的な経済問題が解決できるのか、私はこれは極めて否定的です。こういうやり方ではなくて、もっと南北間の話し合いをより積極的にして打開の道を開いていかなければならぬというのが私のこの条約についての考え方です。

最後にこの点での大臣の、賛成していただける点と賛成されない点があるかもしれませんが、御所見を伺つて、私の質問を終わります。

○国務大臣(倉成正君) 今南北問題についての立木委員の、一兆ドル以上に上る、一カ国で一十億ドルを越す債務国があるわけでございますし、またアメリカ自身が債務国になっていってござい、こういう状況の中で、この問題をどう解決するかという問題は単なる投資条約でできるものではございません。その点は全く同じ意見でございます。しかしその一翼を担つてくる、その一部分を、という意味においては意義があるんじゃないかと思つております。アフリカ等については今回新しい、今度の対策の中で贈与分をふやしていこうということと、今いろいろと大蔵省と接触しているわけござ

います。したがつて、この点は全然役に立たないというふうには評価されるのはいかかなものかと思つております。

それからもう一点、先ほど立木委員、私の同意は求めないけれどもおつしやつた労務費の問題について、西独との問題がございましてので政府委員から補足させるといふことを言つて落としておりますので、一言つけ加えさせていただきますと思つております。

○政府委員(藤井宏昭君) 事実だけ申し上げますと、駐留米軍経費の負担額につきましては国際比較が非常に困難であるといふことは前にも申し上げた点でございまして、西独につきましても、NATO条約によつて防衛義務があるといふこと、もちろん日米安保条約においては我が国は個別的自衛権の範囲内でのみ協力するといふことで、この辺に非常に大きな違いがあるといふのが一つでございまして、さらに防衛費そのものにつきましても、西独はGNPの三・三%といふ非常に大きな防衛費を使つております。そういうこと全体をひくくするめまして、さらに駐留米軍経費の比較といふことはそもそも困難であるといふことが言えると思つております。

それから先ほど委員が御指摘になりましたアメリカは日本を守らないのではないかといふことでございまして、その点につきましては、アメリカ政府が非常に明確に述べておられるのみならず、例えば昨年の年末に発表されましたシカゴ外交評議会の世論調査でございまして、そこでは八〇%以上の人が、もし日本が攻撃された場合には日本を守るべきかといふ問いに対して、イエスといふふうにご答えております。

○立木洋君 あのように言われますとちよつと黙つておれませんか、つけ加えさせてもらいます。私が先ほど引用したのは、西ドイツの米軍駐留維持費については、私が引用したのはマンスフィールド駐日大使が述べている言明です。私はそれ以外のことを述べたわけではないんです。つ

まり、日本とは同額の金額を西ドイツが負担しているけれども人数は二十五万対六万足らずだといふことです。日本に駐留している米軍一人に対して払つている日本のお金が、西ドイツで米軍一人当たり払つておられるお金の四倍払つている、この事実だけは明確ですから、重ねて述べておきます。

それから先ほどのアンケートのとり方については、いろいろなアンケートのとり方というのがあるわけですが、それは一つの国民の感情をあらわすことにはあり得ても政策の問題とは別です。明確に米軍の政策を研究されて、そして何を目的にして米軍が日本に駐留しているのか、このことは別の機会に明確に議論をしたい。

○小西博行君 それでは原子力の国際協力という面でも少し質問させていただきますと思つております。最近この原子力の国際協力という問題がにわかにはクローズアップされているわけですが、恐らくこれはチェルノブイリの原発事故といふものが大きな一つの引き金になつていっているのではないかと、このように私は思つております。

そういう意味で、国際原子力機関の評価専門家会議が開催されました、十三項目にわたつていろいろの検討課題が指摘されているわけですが、当然我が日本におきましてもこれらの事柄については積極的に進めていくには責任があるのではないかと。そういう意味で、十三項目あるわけでありまして、通産、科学技術庁の皆さん方はよくこれは検討されているのではないかと、そのように思つて、特にこの項目の中で各省庁がどういふ分野でどのような具体的な展開をされているのか、またこれは外務省は窓口といふことにもなるのかと思つておりますので、もし御意見がありましたらお伺いしたいと思つております。

○説明員(尾藤隆君) お答えします。先生御質問のIAEAの事故後評価専門家会議においてのIAEA議長から指摘された十三項目の検討課題につきまして、御指摘の十三項目

目の検討課題は、その後IAEAの理事会それから総会等で検討が続けられて、そういう検討の際には我が国も積極的に参加したところでございまして、その結果といたしまして、現在、一九八七年以降の予算に、IAEAの予算でございまして、盛り込まれまして、そのような形で今後具体化されていくものといふふうになっております。

我が国は、御存じのとおり、安全運転実績が高いとか、あるいはさまざまな安全研究の成果等を出してございまして、こういう安全分野におきまして十分な実績を持つておるところでございまして、国際的な評価も高うございまして、一方、先生のおつしやられましたチェルノブイリの事故、それにつきましても、こういうような原子力の安全問題といふのが単に一國の問題にとどまらないといふふうなことが示されたわけでございますから、安全確保にかかわります国際協力の重要性といふものを改めて認識しているところでございまして、こういう事情を踏まえまして、今後具体化されます御指摘の十三項目にかかわるようなIAEA活動に我が国としても積極的に参加し、世界の原子力の安全確保に貢献するよう努めてまいりたいと思つておるところでございまして。

特に項目のうちのマン・マシン・インターフェイスを例に挙げますと、このIAEAの予算に反映されております指摘を踏まえまして、IAEAの主権による国際会議が来年二月我が国で開催されることになっております。開催国として私ども日本が多く貢献ができるものと期待しております。

それから疫学調査に関してもございまして、原子炉の事故によつて放射線被曝した一般の公衆の状況を長期間追跡調査をするといふこと、その方法論に関する検討を行う会議が既に行われておりまして、我が国は御存じのとおり広島、長崎の経験を持しております。そういう関係の御専門家もございまして、それらを派遣させましてこういう会議等において貢献を図つていきたいといふふう

に思つておるところでございまして。

また、IAEAが作成いたしました原子力安全に関する国際基準、通称NUSSと称しておりますが、この見直し等の多くの会議が企画されております。

これらに対しても、今後関係する会議に我が国専門家が積極的に出席しまして、日本の持つております技術、知見をこういう場で反映し国際的な協力を積極的にしていきたい、そういうふうな考えでおるところでございます。

○説明員(神田淳君) 今の科技厅の室長の答弁におおむね尽きているわけですが、通産省といたしまして、十三項目の御指摘、それからさらにIAEAのINSAGの検討結果、これらの安全性の六分野の強化策、プログラムが策定されて提案されているわけですが、こういったものに積極的に協力して、例えば人を派遣する、会議に出席する、あるいは会議を招集する、日本で招く、その代表的な例が、今申し上げましたマン・マシオン・インターフェイスの国際会議を来年二月東京で開くわけですが、こういったことを通じて積極的にIAEAに貢献していきたいというふうに考えております。

○政府委員(遠藤哲也君) 外務省から一言だけつけ加えさせていただきます。中身は科技厅それから通産省の御答弁に尽きるわけですが、IAEA、いろいろな業務があるわけですが、御承知のとおり、セーフガードの問題あるいは技術協力、安全、殊にチェルノブイリ以降はこの安全の分野に相当力を注がなければいけないという方向が生まれて、日本といたしましてもそういったようなIAEAの方向に全面的に協力しておるところでございます。

○小西博行君 そういう意味では日本の原子力発電は大変安全ということで世界からも非常に大きな脚光を浴びているんじゃないかというふうに私は思いますので、そういう分野で大いに各国に協力をするという体制が必要ではないか。よくお題目のようになるわけですが、やっぱり具体的にそ

れで協力していくという体制を一日も早く盛り上げていただきたいというのが私の希望でございます。

それから次でございますけれども、通産省から「二十一世紀の原子力を考える」、多分去年の九月ごろだったと思いますが、こういう立派な本が出ております。中身を拝見させていただきますと、日本の科学技術者といいますが、専門家の皆さん方が集まりました、これから特に原子力の問題についてどうあるべきか、あるいはエネルギーについてもどうあるべきか、あるいは非常に幅広く、しかも具体的にうたっており、これは通産省の方から出されたわけですから、通産省だけではなくて科学技術庁の方もよく中身は御存じだとい

うふうに考えております。その第二部というところで「原子力ビジョン」という一つの項目がございます、その中で国際協力への「国の役割」という分野がございます、これも実は三項目にわたっており、平和利用の枠組みであるとか、あるいは国際化を推進するための二国間あるいは多国間の協定の締結とか、あるいは法令の整備、こういうようなものを具体的にうたっているわけですが、私はこの三項目は非常に大切だと思います、特に二国間、多国間の協定の締結、法令の整備、こういう問題が非常に私には大切ではないかと、こういうふうに思っているんですが、この点についてはどのように御理解をされているんでしょうか。

○説明員(岡宮肇君) 原子力分野における今後の国際化のあり方につきまして、現在、原子力委員会の長期計画改定の一環として審議されておりますが、我が国に対する国際貢献の要請の高まりというのがございます、これにこたえるということで核不拡散との両立を図ること、あるいは安全確保の重要性を認識することとあわせて、主体的、能動的な国際対応を進めていくということが重要であると認識しております。このために、民間との連携を図りながら次のような展開を図ることが重要であると考えており

ます。まず、核不拡散条約及び国際原子力機関を中心とする核不拡散体制の維持強化に努めるとともに、国際原子力機関あるいは経済協力開発機構の原子力機関等の活動への積極的な参加を通じて、国際的な原子力の安全の確保に努めるなどによって、まず原子力平和利用の国際環境の整備を図ることが重要であると考えております。

また、プルトニウム等核物質の防護に対する国際的要請の高まりがございますので、これにつきましては、核物質防護条約への早期加入を目指しまして、所要の国内体制の整備について検討を進めるなどの措置を講じてまいることとしております。

先進国との協力に当たりましては、世界共通の利益の追求という観点から、我が国が中心となつてその実施に当たる、いわば主催者型の協力というふうなものをこれから進めていく必要がある。同時に、相手国が同様な観点から提唱する協力についても積極的に参加していくことを考えております。

途上国につきましては、当局に研究交流制度という制度がございますが、そういうものを用いまして、研究技術基盤の整備を進めるとともに、相手国の開発レベルに際しまして計画の初期段階から積極的に協力を進めたいと考えております。その際、核不拡散、安全確保を前提としつつ、協力促進の観点から、原子力協力協定等、協力の枠組みというものを整備すること、あるいは協力の成果が相手国に確実に根づくよう十分に配慮すること、これが重要であると考えております。

これらの国際対応を円滑に進めていくためには、国内環境の整備が必要であるということも考えております。このため、例えば原子力委員会を中心に、また関係省庁の緊密な連絡のもとに、研究機関の国際化であるとかあるいは国際人の養成確保等を進めることを考えております。

いずれにしても、現在原子力委員会において長期計画の策定作業が進められているところで

ございますので、同計画が策定されればその方針に沿って今後具体的な施策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○説明員(神田淳君) 通産省におきましては、このビジョンを踏まえまして、先進国との間の協力、それから発展途上国との間の協力を実体を進めております。

先進国では、例えばアメリカの規制当局と規制情報交換の取り決め、これに基づきまして安全規制情報事項そういった規制情報関係の交流を非常に精力的に進めております。また、フランスとの間でも安全情報関係の交流を積極的に進めておりまして、毎年一回定期会議を持つ、あるいは西ドイツとの間でも同じように進めております。

現在、我が国の原子力発電のすぐれた稼働実績、これが先進国の間でも非常に注目されておられて、そういった観点からの我が国の協力に対する期待が非常に高まっております。我が国の事故、故障情報を伝えまして、このように処理した、このように改良した、こういうふうなことを情報として流しまして向こうの事故に貢献していく、また向こうの事故、故障の情報等をこちらに還元させていく、こういうふうなことを進めているわけです。

また、発展途上国との協力も、実態的に発展途上国からの要請が最近強まってきておられて、具体的には、専門家を派遣して、例えば品質管理のやり方はどうしたらいいか、あるいは検査のやり方は実際的にどうしたらいいか、こういった専門家を派遣して教えていく、こういった面でも積極的に応じていく。あるいは研修員の受け入れ、実際に発電所の運転というふうなもの、どういふふうにしていくのか、これは発電所に受け入れてやっていく必要がある。そういう要請が強まってきておられて、もちろん核不拡散に配慮しつつやるわけですが、相手国の原子力開発の段階、それから需要、ニーズ、こういった面において安全面に重点を置いて協力ができていくというふう

今やっておりますし、今後も重点的にやっております。たいというふうにご考えております。

○小西博行君　そこで、最近問題になっておられるのは人材の確保。原子力関係に優秀な人材がほとんど集まればいいんですけども、どうも時代のニーズといましようか、パイオであるとかあるいは電子工学の方に優秀な人材がほとんどとられていまして、どうも思うように人が集まらない。

しかも、これは科学技術庁の方でも、あるいは通産省でしょうか、将来の電力といまいますかエネルギーといましようか、そういうものの計画を見ていると、どうしても原子力発電というものがやっぱ四〇％ぐらい少なくも伸びなければいけない。現在の段階で、九州であるとか四国は大體四〇％ぐらい原子力が入り込んでいくわけですから、そういう意味で、そういう状態になりますと、研究員もそうすけれども、実際の運転員であるとかあるいは保守点検員とか、そういう人材が非常に不足してくるのではないかと、このような感じがしてならないわけですね。

皆さん御承知のように、原子力発電というのはたしか三カ月でしかたか、一年間のうちで三カ月必ず点検しなければいけないのがありまして、稼働率がそういう意味では七五％以上上がらないという問題が一つの大きなネックにもまたなっているわけですね。そうかといつて簡単に整備をしていく動かしというところはこれは許されたいわけでありまして、それらの人材の確保、こういう問題が諸外国へ支援するにしても非常に大きな問題点ではないかと、そのように思っています、それに對して具体的な対策を何かおとりかどうか、その点もお伺いしたいと思います。

○説明員(田中正躬君)　今御指摘の優秀な人材を原子力分野で確保するということは非常に大事な課題でございます。この優秀な人材を確保するということにつきましては幾つかの方法があるわけですが、一つは、非常に創造的な基礎研究をやるとか研究開発のプログラムをつくって研究者に對して非常に魅力ある場所を与えるというふうな

ことが一点あるかと思えます。それとも一つは、原子力の技術分野というのは非常に多くの技術を結集して研究開発をする必要があるということとで、産官学の人材交流を進めるといふようなことが非常に重要でございます。そういうことで、例えば原子力研究所等におきましては、今申し上げましたように、非常に魅力ある研究開発をやるとともに、大学等と人材の交流を進めているというのが現状でございます。

また、こういう人材というのは、我が国だけで考えますとどうしても制約がございます。そういう意味で原子力の国際的な人材面の有効活用を図っていくということで、外国とそれぞれ協力をしながら立派な研究をやっていくというふうなことが重要であるというふうにご考えております。

いずれにいたしましても、このようないん材の確保ということにつきましては非常に重要な課題でございます。現在原子力委員会におきまして原子力の開発利用に関する長期計画が検討されておりました。改定作業が今進んでおる段階でございます。科学技術庁といたしましては、そういう長期計画が策定されればそういう方向に沿ってさらに具体的な対策を講じていきたいというふうにご考えております。

○説明員(神田淳君)　特に発電所における運転員の人材の確保という観点から御回答を申し上げますと、運転員の養成というのは基本的に電力会社の仕事でございますが、通産省におきましては、毎年一回運転員の長期養成計画というのを提出させまして、運転員を毎年これくらい確保して、それをこういう計画で、例えば運転の訓練センターがBTC、NTCとあるわけですが、そこでこういう計画で研修させる、それから社内におけるオン・ザ・ジョブ・トレーニングはこうと、その辺の計画を提出させまして、必要な教育訓練カリキュラムあるいはいろいろな資質向上、技能向上、こういった観点からの指導をしているところでございます。

それから運転につきましましては、特に運転の当直

長のいわゆる資質、能力というのは非常に大事でございます。この運転の当直長につきましては、昭和十五年、TMIの事故の後から、特に国の認定する者でなければ当直長にはなれない、こういう制度をつくりまして、資格認定制度ですが、これをクリアしなければ長にはなれない、こういう制度を定めておられます。これを維持している、こういう状況になっております。

○小西博行君　大臣、この法案も非常にそういう意味ではいい時期に私は出されたというふうには感じてはいるわけですね。

今、通産、科学技術庁の方からいろいろ具体的なお答えをいただいたわけですね。海外へ援助していくということになりますと、それだけの能力といまいますか、量も質もそうでございますけれども、そういう面を十分持った上で対策をとっていくか、空念仏に終わるようなことでは意味がないというふうには私は考えるわけですね。特に、優秀な人材が行かないという、何かそこに不安感とまではいかにしても、どうも魅力に乏しいというものがあられるのではないかと。

それから、私は具体的に発電所へ行ってみまして思ったのは、私は広島ですから、たとえば島根の発電所、あそこは中国電力なんですけれども、そこでもしも被曝に遭ったときにどこで治療を受けるかといまいますと、地元にはないわけですね。そういう意味で、もしもということは何にあってはいけないわけでありまして、そういうものをやはり十分に整備しておくということも非常に大切なことではないかと、安全という意味で、その点はどうかですか。最近は大分進んでおりますか。

○説明員(尾藤隆君)　お答えします。先生の御質問、具体的なことにつきましては、個々の地元によりまして違うと思うのでございませうが、災害対策基本法に基づきまして、原子力の特有な事故という点に関連しまして、各地方公共団体におきまして防災計画というものを立てておられます。それに対応しまして国はさまざまな技

術的な指導、あるいは指針に基づきます研究等の成果などをもちまして支援等をしていられるところでございます。個々の地元につきましては基本的に地方公共団体の長が責任を持つものでございませうけれども、そういう意味では、今後国といたしまして適宜必要に応じて支援していく体制をとっていく、そういうふうにご考えているところでございます。それからもう一つ、これからはどうしていいか所存でございます。

○小西博行君　先ほど言われました、人材の交流なんかを促して研究者の質を上げていくといましようか、そういうふうなお話でございます。法律はできておるんですが現実になかなか動いてもらっていないんですね。調べますと、たしか一人ぐらいいしか実は動いていないですね。例えば国家公務員の研究機関におられる、これが民間に行くとか、あるいは大学の人が民間に入る、こういうふうなのはなかなか、言葉では簡単なんですけれども、交流ができていないというのが実はあるわけですね。そこが私は非常に大きな問題ではないかと。

科学技術庁の方で五十六年から進めております流動研究システム、まあ創造科学の方ですが、私はこの問題は実にうまくいっているような気がいたします。

これはもう皆さん御承知のとおり、東北大学の西澤先生初め著名な、大変優秀な、しかも意欲のある先生方がリーダーになりまして、二十名ずつぐらいのメンバーで構成して五年間やる、そういうふうな非常に魅力のある一つの研究システムだろうと思っております。従来の研究システムということになりますと、どうしても省庁型ですから縦割りになっています、そしてお互いのコミュニケーションというのはいまなかなかとらばいい。そういう問題が、実は産官学といながらも具体的にそれが進んでいないという大きな欠点があったんじゃないか。そういう意味で、私は、そういう分野をこれから先もどんどん進めていかなきゃいけないんじゃないか、このように考えているわけですね。

ですから、単に交流をやればよいということな
んですが、具体的にそれをどうすれば喜んでそれ
に参加していくか、それからまた、もとへ帰った
ときの処遇の問題とか、研究開発にはそういう問
題がたくさん私につきまとうだろうと思います。
そういう意味で、何か御意見がございましたら
お伺いしたいというふうに思います。

○説明員(田中正躬君) 今先生御指摘の、例えば
創造科学のような研究開発の制度で人材の流動化
を図るとか、最近研究交流促進法のようなもの
ができて、国立の研究機関と民間の技術者の間
の交流が深まるか、そういうことで最近とみに
研究者の間の流動性というのがふえてきていると
いうことだろうと思っております。

原子力分野におきましても、日本原子力研究所
というように中心になりました。先ほど
先生御指摘ありましたように、非常に魅力のある
研究プログラムを立てて、そういうところに日本
の研究者のみならず外国からもすぐれた研究者を
招いて体系的な研究を行う。そういうことで交流
を図る方法とか、創造科学のように一つのチーム
リーダーのようなものをつくりまして、原子力分
野の材料分野でありますとか人工知能を大々的に
取り入れる研究を行うとか、そういう種々のアイ
デアがございます。今そういうことについては
原子力長期計画を策定するに当たってかなり細
かく検討がなされておりました。そういう中で先
生御指摘の点をさらに進めていきたいというふう
に考えております。

○小西博行君 以上で通産、科学技術庁の皆さん、
ありがとうございます。
時間が余りありませんけれども、条約について
少しお伺いしたいと思います。
国際保護条約は昭和四十八年、また人質の条
約につきましては五十四年に国連総会で採択され
たわけですね。それにもかかわらずなぜ今日まで
国会承認の手続がたれなかつたのか、その辺の事
情についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(柳井俊二君) 御指摘のとおり、この

二条約はただいまお話にございましたような時期
に採択されたわけでございます。

我が国といたしましては、国際テロの防圧とい
う見地から、この採択に至る交渉の過程から積極
的に参加をしております。またその後もでき
るだけ早く締結したいということである。いろいろ
準備を進めてきた次第でございます。ただ、同時
に、これらの条約につきましては何分にも刑罰法
規に關係するものでございます。また、これらの
条約は大体似たような構造をとっておりますけれ
ども、御案内のとおり、いわゆる世界主義とい
うような考え方に立ちまして刑事裁判管轄権を非常
に広く設定するという点で、従来の刑法体系の
考え方から若干違ふという点があったものでは
ないかと、この辺につきまして諸外国の法制等も調査
しながら、外務省、法務省を中心にしていろ
いろと検討を重ねてまいりまして、その結果最近
に至りまして必要な刑法等の改正のめどが立った
ということ、国会にこの条約の締結につ
いて御承認を求めると同時に、關係の刑法等の改正に
つきましても御審議をお願いしているという経過
でございます。

○小西博行君 条約についてはそのほかにいろい
ろの質問があったわけでありませぬけれども、同僚の
議員の皆さん方から大抵のことは言っていたき
ましたので、そのことはこれで終わりたいと思
います。
これは通告も何もしておりませんが、この間の
予算委員会で、外務大臣がちょうどいらつしや
らなかつたものですからお聞きするチャンスがな
かつたわけでありませぬけれども、この間ECの閣
僚会議に行かれました。特に私はお聞きしたいこ
とが、二点だけございます。それをお話を伺
たいと思うのですが、日本の技術水準というのを
外務大臣はどのように把握されているのか。いろ
いろな国に行かれるわけですね。先進諸国その他で
すね。日本の技術が非常に高いのではありませんか、
この両論があるわけですね。大臣から見られて率

直にどのようなレベルにあるかというお気持ちで
ございますか。
○國務大臣(倉成正君) ちよつと私の能力を超え
る御質問でございますけれども、感じとして申し
上げますと、やはり基礎研究の部門においてはま
だまだ日本はアメリカあるいはヨーロッパの先進
諸国におかれていた部分があると思っております。
ノーベル賞の受賞者一つ考えてまいりまして
も、日本は六名でございますけれども、文学賞、平
和賞を除くと四名です。物理、化学は、少なくとも
アメリカでは百名以上超しております。その他
五十名というふうな、あるいはそれ以上のところ
があるわけでございます。そういう点から申
しますと、基礎研究というのにまだまだ我々は力
を注がなきゃいけない。エレクトロニクスの問題、
応用技術についてはたまたま非常に進んでいる面
があるし、また、そういう点での品質管理等非常
にすぐれているという点があると思っております。また、
コンピューターの問題でもハードの面ではかなりい
いところへ行っていると思っておりますけれども、ソフ
トの面ではかなりおくれしている。まだ格差がある、
そう思っております。

○小西博行君 私はそのとおりだろうと思ってい
ますね。特に基礎研究というのが非常に少ないとい
うのは、今おっしゃったようにノーベル賞の受賞
ですね。これは科学技術の水準をどうだという問
題ではないかと思はれますが、一つのデータでは
ないか、見方ではないか。ただし、特許件数なんか
になりますと一年間に大体五十二万件ぐらゐ出る
というんですね。日本は、世界全体の中で四四％
を占めるというんですね。異常な状態なんですよ。
ね。というのは、もう御存じのように、基礎技術と
いうのは海外から求めてそれを応用的に、応用開
発といいますか、そういう分野で日本は非常にす
ぐれている。実はそこが問題でありまして、最近
海外からはどうも日本は商売中心にやっていると
思はれないか、先端技術というのは全部欧米から
買っているのではないか、こういうふうな御意見が
出ているわけですね。

技術貿易という面で見ても数字を見ても、日
本はそれが明確であります。現在でもやっぱりア
メリカあたりからたくさん買っております。それ
に対して、輸出というのは非常に少ないわけです。
ところがアメリカの場合は全く逆です。たくさん
出している。
そういう意味で、私は、この辺の科学技術の問
題というのは教育の観点から語つたらいいの
か、あるいは社会環境のかなかなかわかりませぬ
けれども、これは大改革をすべきじゃないか。予
算から見ますともう世界の中でも相当有数なところ
までいっています。昨年で八兆九千億、これは科
学技術研究ということでそれだけの予算がいつ
ているわけですから、そういう意味では世界のトッ
プクラスだと思っております。しかしその割に、基礎研
究というんでしょか、そういう地味な分野がな
かなか伸びないということがございまして、私は、
外務大臣の場合は世界各国に行かれていろいろお
話をされるし、現実にはそういう分野にタッチされ
ることもあるのではないかと。ですから、どのよう
な形でこれから先の日本の教育というものを、あ
るいは科学技術の発展する基礎的なものを整備し
ていけたらいいか。そういう意味では情報元だ
というふうには私は思っております。

そういう意味で、これから先ぜひこの分野に
日本としても力を入れて、将来は技術立国である、
商品は売らないで技術はほとんどん各
国に売っていく、こういう形をねらうていかな
いかならうというふうには私は思っています。こ
のような質問をさせていただいたわけですね。
例えばオーストラリアなんかで、これは七百五十
万ぐらゐの人口ですが、それでもやっぱり日本の
倍ぐらゐのノーベル賞の学者を出しているんです
ね。スイスなんかでも相当なものです。そういう
ふうにご覧いただきますと何か問題点がありはし
ないか、そのように思いますが、所見だけで結構で
すが、最後に御意見いただければ幸いです。
○國務大臣(倉成正君) 文部大臣の領域にも若干
入るようでございますけれども、全く個人的な意

入るようでございますけれども、全く個人的な意

見として言わしていただければ、やはり日本の大学というものが入ってしまえば何とか卒業できるというところが問題じゃないか。入るのはやさしくして卒業するのをきつとすると、これは広中先生いらつしやいますか、アメリカはすべてと申しませんが、そういうところも多いいじやないかという感じがいたします。したがって、やはり基礎的なものを、レッテルということにやなくて、もっと大事にするという姿勢はこれから国際国家日本として非常に大事なことにやないか。

また、貿易の面で見ても、知的所有権の問題、これがウルグアイ・ラウンドの農業の問題と同時に大きな問題になったということをお考えますと、これらの問題にもっと関心を持つべきだと思っておる次第でございます。しかし、何分この問題については、文部大臣、科学技術庁長官もおられますので、よく連携をとりながらそういう問題についても我々でできることは御協力申し上げたいと思っております。

○小西博行君 文部大臣、科学技術庁長官でもこれから先の教育という分野についてはやっぱり誤行錯誤ではないかと思ふんです。私は、教育の中の一番基本というのは行動づけではないかと思ふんです。ビヘーピアサイエンスという学問がありますけれども、行動科学、やりたくないの一生懸命やらすという分野が何かありはしないか。

それから、人も犬の教育も同じですけれども、上手に養育するところが実は非常に大切でありまして、省庁の皆さん方もいつもいられるばかりじゃなくて、やっぱりいいときにはいいと褒められるような体制というのが私は必要ではないか、そういう感じがするわけです。

たまたま広中先生の奥さんいらつしやいますけれども、先生も実は数学が大変堪能になったのは、子供のときのそういうビヘーピアサイエンスのおかげだということに私は伺ったことがあるわけですから、やっぱりその辺が基本ではないだらうか。

何か。何もかも全部頭に詰め込んで記憶して、それで将来の日本の科学技術を背負って立てというふうな方向ではなくて、私は、その人の特異性をうまく刺激してあげる、そういうことがすべてにつながるのではないか、このように思っています。特に外務大臣の海外からの情報ということも含めて関心を持っていただきたいという意味で質問させていただきます。

終ります。ありがとうございます。

○田英夫君 質問に入ります前に、午前中の矢田部委員の御質問に対する政府側の御答弁について、私もどうも納得できない点が多いものですが、若干意見を言わしていただきたいと思ふます。

それは、理解はできませんけれども、アジア局長の御答弁は終始、外国の問題だから意見は差し控えるということであったと思いますが、たまたま手元に、五月六日のアメリカの下院外交委員会アジア・太平洋小委員会、いわゆるソラーズ小委員長委員会で、その公聴会の速記録のようなものがありますので紹介をしたいと思います。この席に証人としてシグール國務次官補とシフター次官補、人権担当の人ですが、この二人が出ております。もちろんアメリカと日本では議会のあり方が違いますし、証人として出ているというふうなこともあります。また、日韓関係と米韓関係が違ふことも事実でありますから、そのままではまるかどかとは別として、例えばシグール次官補の答弁の中でこういう言葉を使っています。

「われわれもまた多くの韓国人も全斗煥大統領が四月十三日に憲法改正論議をソウル五輪後まで留保すると発表したことに驚いている。」「憲法改正に向けての努力は米韓両国の発展にとって重要なシンボルであったが、そのシンボルが消えてしまった。」「こう言っています。はっきり意見言っています。

それからシフター次官補は、「韓国人の人権状況を見ると、実に憂慮すべき事が多い。」「われわれは外部の侵略から国家を守るために人権が侵害されても止むを得ないとの意見には同調しない。韓

国の人権侵害についてわれわれが最も憂慮していることは、韓国政府が非暴力による反対意見に対して司法当局による苛酷な厳罰で対処していることである。さらに政治犯と政治犯に対する厳しい刑の宣告も憂慮すべき事柄である。」「こういうことを言っています。

さらに、ソラーズ委員長が、「あなたは金大中氏のような多くの韓国人に加えられている政治的制約が取り除かれるべきだと考えているのか。」「これに対してシグール次官補は、「その通りだ。」「と。こういうことを議会の中でやりとりしているわけでありまして、余りにも外務省の皆さんは韓国の政府側に対して遠慮しておられるんじゃないかというのが私の率直な印象であります。

それからもう一つ、外務大臣は先日韓国へ行かれたから、つい向こうの言葉になれてしまつてお使ひになったと思ふますが、韓半島という言葉を使われませんでした。我が国では一般的に朝鮮半島と言うわけでありまして、これは言葉じりをつかまえるわけじゃありませんけれども、私も先日中国でアジア問題の議論をしたときに、私も日本では朝鮮半島と言いますから、あなた方は南朝鮮と呼ぶけれども、私は韓国と申し上げたいと思ふますと断つて使いました。これに対して、私は中国語はわかりませんが、通訳のを聞いておられますと、韓国という字を中国読みにしていられると、韓国という字を中国読みにして、この点気がつきましたので申し上げておきたいと思ふます。

質問に入りますけれども、いわゆる日中問題についてであります。最近中国の日本に対する姿勢が極めて厳しいという事は事実だと思ふます。先日も予算委員会が光華寮の問題を取り上げたわけでありまして、この最近の一連の中国幹部の日本に対する厳しい姿勢というのはどこに原因があるんだと外務大臣お思ひになりますか。

○國務大臣(倉成正君) 最近、今委員の御指摘のとおり、光華寮の問題であるとか、あるいはそ

の前にはいろいろな問題について日本に対するいろいろな批判が中国で行われていることは、先生の御指摘のとおりでございます。

これは私は、日中関係が非常に緊密化してくるとともに、社会体制や歴史、文化の相違から両国の間で考え方が食い違ふ問題もおのずから生じてくるということでございます。中国の要人の御発言も、そういう緊密化に伴ってやはりいろいろそういう問題が出てくるという点が一面にあるかと思ふます。同時に、原則的な問題をやはり中国は大事にするわけでございますから、我々としては、日中共同声明、日中平和友好条約、これを遵守するという、厳守するという姿勢を貫いておるわけでございますが、そういう点について、中国の原則的な立場について確認を求め、そういう意味があるのじゃないか、そう考えております。

○田英夫君 六月には日中閣僚会議がありまして外務大臣もおいでになると思ふますが、大いにそういう場をひとつ活用していただきたいと思ふます。

先日、御存じのとおり、共同通信の記者が追放されるという事件がありました。私のいわば母校でありますから大変心配をしていろいろ相談にも乗ったんですが、これは実に迅速に、共同通信の幹部が中国へ飛びまして中国側と話し合つて、しかもそれぞれの意見の食い違ひは残つたわけですが、これもなかなか迅速に解決したということ、私は、私は日中関係の諸問題を解決するという中で、外務省と、政府と民間の報道機関とは違ひますけれども、一つの最近におけるいい事例ではないかという気がするんです。

そこで、光華寮の問題にまた触れざるを得ないんですけれども、この問題が出てくる背景として、若干御参考申し上げておきたいことは、予算委員会でも申し上げましたけれども、連休中に私も十人ぐらいで中国へ参りまして、中国側の国際問題の専門家とアジアの平和というテーマで議論をいたしました。中国側からは国際交流協会の幹

ましたときに、内閣法制局長官が答弁をされた中
でも、憲法七十六條第三項は、「すべて裁判官は、
その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲
法及び法律にのみ拘束される。」という規定があ
りますというところをおっしゃった一方で、「国際
法にも当然裁判官は拘束されるわけでごさいま
す。」と、そういう答弁をされておられて、内閣法
制局長官も、国際法、国際条約というものに裁判
官は拘束をされるというところを答弁をされてい
る。今も実は同じような御答弁だったと思いま
すけれども、これは当たり前なことなんです。

ところが、今は、大阪高裁の判決はそういうこ
とを十分配慮して下されたと思うとおっしゃいま
したけれども、私の読んだ限りではそうなってい
ないんです。結論もそうなっていない。中華民国
という言葉がしばしばこの判決の中に出てくるわ
けですよ。先ほどの国際法の原則からすれば、こ
れは行政府であれ立法府であれ司法府であれ、裁判
所も国家機関でありますから、当然日本国とい
うものが中華人民共和国と結んだ条約、これには縛
られる。そういう意味からすればあの大阪高裁の
判決は、強い言葉かもしれないが、憲法第九十
八條の規定からすれば憲法違反の判決をしたとき
え私は言わなければならぬと思うんです。こう
いう私の意見でありますけれども、気がいたしま
す。

そこで、もう一つ別の問題として、果たしてこ
の判決に言う、中華民国と書いてあるいわゆる中
華民国の訴訟を受け付けることができるのかどう
かというところまでさかのぼって考えざるを得な
いと思うんです。これは実は本来ならば中華民国
が日本の裁判所に訴訟を提起することすらできな
いはずじゃないでしょうか。それをまた受け付け
ることはもちろんできないというふうに考えざる
を得ないと思いますが、この点はいかがでしょう
か。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの御質問にお
答へする前に、先ほどの田委員の御発言にちよっ
とお答えさせていただきたいと思いますが、裁判

官といえども条約上の義務に拘束されるはずだと
いう点につきましては全く我々も同様に考えてお
ります。田委員は、であるとするれば、この前の高裁
の判決は憲法違反とも言ってしまうような不適当な
判決だとおっしゃいましたけれども、大変失礼な
言い方をさせていただきますが、それは田委員の
御見解として承っております。私どももいたしま
しては、裁判所は、我が国の国際法上の義務を前
提として、それを考慮した上で別の考え方を今回
示したというのが現在の段階であるというふう
に考えております。

それから、ただいまの台湾当局が訴訟の当事者
になれるかどうかという点でございますけれど
も、このあたりになりますとまさに裁判の内容そ
のものになりますので、お答えするのをちゅう
ちよする次第でございまして、全くなりの一般
論として申し上げれば、承認されていない立場に
ある当局の出訴権の有無という問題に關しまして
は、国際法上の原則として確立された基準がある
わけではなくて、この点は各国の民事訴訟法上の
規則、法律に従ひましてそれぞれ処理されている
というふうに理解しております。

○田英夫君 一つ別の問題として出てくるの
は、今の中華民国、台湾が訴訟できるかどうかと
いう点については私は意見を異にするわけでは
ないと思っております。にもかかわらずそれを受
け付けて、しかもいわゆる中華民国の所有だとい
う判決を下したことに大変私は疑問を持ちます。

もう一つ別の問題として、いわゆる一國の政府
が例えば革命というような形にかわったときに、
その固有財産というものは完全承継されるという
のが国際法上の慣例ではないでしょうか。今度の
判決ではこれは不完全承継であるという判断のも
とに、例えば日本にある中国大使館とかそうした
ものは承継をされたいけれども、この光華寮につ
いては承継をされたい、不完全だという判断でこれ
は中華民国の所有だということにしたようであり
ますけれども、中国のあの政治変革の経緯を見ま
すと一種の革命のような形で今の中華人民共和

政府ができて、そして国民党政府が台湾に逃れる、
こういう経緯があったわけでありまして、一國
の政府が革命によって変革をしたという状況と思
わざるを得ない。そうならばこれは完全承継にな
らなければいけないのではないかと。中国の固有財
産はそっくり中華人民共和国の固有財産になるべ
きではないかというふうに思いますが、この点は
どう御判断ですか。

○政府委員(齊藤邦彦君) ただいまの御質問に対
しましては、全くなりの一般論としてお答えさせてい
たかったと思っております。国際法上、政府が
交代した場合は、固有財産の取り扱いにつきま
しては、固有財産のうち的外交領事財産が新たに
承認された政府に帰属することについては全く異
論がないところであると考えられます。その他の
財産、外交領事財産以外の固有財産の取り扱いに
つきましては、種々議論のあるところであるとい
うふうに理解しております。

○田英夫君 今の点ですけれども、中華人民共和
国が成立した過程を大阪高裁の裁判官は私は
誤って判断をしているのではないかとこのように
思うわけなんです。つまり、一つの國の一部が独立し
てしまふ、あるいはその一部がよその國とくっ
ついて一つの新しい別の國をつくったというよう
な場合には不完全承継ということが認められる。
こういうのが国際法上の慣例だろうと思いま
すが台湾に一つの政権をつくっているというこの事
実をもって、これは一つの独立した政権、独立し
た國と認めていいかもしませんが、そういうもの
が台湾にあると。要するに、これは別の言葉で
言えば、承認されていない事実上の政府、日本政
府は承認していないわけですから、承認されてい
ない事実上の政府と認めて、そしてこれに所有権
を認めたのではないかとこのように思われるわけ
です。果たして中華人民共和国が成立した過程
をそういうふうな受け取っていいのかどうかとい
うことにかかわってくるんじゃないか。

そして、それと日本國との関係で言えば、日本
國は明らかに、日中共同声明並びにそれをもとに
した日中平和友好条約によって、中国は一つ、台
湾はその一部というところを明快に認めたわけであ
りますから、これは何も行政府が認めたわけじゃ
ありませんね、それは何もしないで認めたわけじゃ
ありません、日本國が認めたことにならざるわけ
ではありませんから、その日本國の國家機関である裁
判所もまたこれに従わなければならないはずであ
るにもかかわらず、大阪高裁の判決によると、こ
れは承認されていない事実上の政府というよう
な表現で、そしてそこに一つの國があると認めた
判決になっているんじゃないかと。とすれば、それ
は重大な国際法違反であり、日本の憲法にさへ抵
觸するのではないかとこのように私が考え方をす
が、この点については政府はどうお考えになりま
すか。

○政府委員(齊藤邦彦君) だんだん裁判の内容そ
のものにわたってまいりますので、お答えしにく
くなってくるわけでございますけれども、我が國
政府が一九七二年に日中共同声明を發出しまして
以来、台湾を國として扱ったりあるいは台湾當局
を中国を代表する政府として認めていないとい
う点は御承知のとおりでございます。

政府といたしましては、日中共同声明、日中平
和友好条約に示されました日本政府の立場、すな
わち中国の唯一の合法政府としては中華人民共和
國政府であるという点、それから台湾は中国の一
部であるという中華人民共和國の主張、立場を理
解し尊重するということ、この態度というものは不
変でございます。この日本政府の立場、これは
当然裁判所といたしましても考慮の上で今の今
回の判決であるというふうに我々は考えている次
第でございます。

○田英夫君 この機会に台湾の問題について。
私も実は台湾に行つたことがありますし、また
その機会に台湾の国民党の幹部あるいは総理大臣
以下政府の幹部ほとんどと会談をしたことがあり
ます。また、さきにもできました民主進歩党の人た

ちとも何回か日本やアメリカで会談をいたしましたから、台湾の状況についても若干は知つては居るつもりです。そして、特に台湾の人たち、つまり国民党の人は大陸から渡ってきたわけですが、本来台湾の土着の人たち、この人たちは非常に特別の感情を大陸の中国に対して持っているというところが言えるんじゃないでしょうか。つまり、中国は一つだということを考えている人がほとんど大部分なんです。ほんの一部の人が独立ということと言っていることは事実であります。

そういう中で、逆に今度は北京の方の中国の人たちが考えている台湾との関係ということについては、もちろん台湾は中国の一部だということが基本でありますけれども、現実に国民党政府がある。これに対して、先日北京に行つたときに統一戦線部の幹部の人たちと会談をする機会がありました。そこで北京の人たちの台湾に対する原則は、国民党の考え方も尊重する、こう言つてですね。同時に台湾の人たちの考えも尊重する、これが我々の基本的な台湾問題についての考えです。ということを通じてくれたわけですが、したがって、基本原則はもちろん中国の一部だが、現実にそこにある政権というのに対して国民党の考えも尊重するということ姿勢をとっている。これは一見驚きでありますが、しかしそこが中国の非常に大きな懐の深さではないかという気もしたわけですね。民主進歩党を初めとする台湾の人たちは、台湾の将来については自分たちの意見を尊重しろという点でコンセンサスを持っている、独立ということをする人以外は。

こういうことを今我々は頭の中にとどめながら、この光華寮判決のような過ちを犯してはいけないうのが私の率直な気持ちです。どうぞひとつ、外務大臣は六月に中国においてになりましたときに、ただ日本は三権分立だから行政府は司法に対して意見を言えないんだというようにただでは、中国側は到底納得しないと思つてですね、より立ち入って日本の基本的な姿勢、さつき外務大臣もおっしゃいましたけれども、

日中共同声明に盛り込まれた精神を基本にして、こういうふうな思っているんだと。ただ解決には若干時間が必要ということを理解してもらつて以外にないと思つています。

日中友好議員連盟もこの問題については頭を痛めて、役員会で既に相談を始めておりますし、衆議院の外務委員会でものう公明党の方から御提言があつたということも承つておりますが、この点も、何も時間をかけるだけではないことではないと思つています。また、時間をかけることはいら立ちをむしろ大きくするんじゃないかという気もいたします。

外務大臣に最後にひとつ御所感を伺つて終わりたいと思つています。

○田英夫君 終わります。

○委員長(宮澤弘吉) 他に御発言もないようです。から、十一案件に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(宮澤弘吉) この際、委員の異動について御報告いたします。ただいま、大鷹淑子君及び三池信君が委員を辞任され、その補欠として曾根田郁夫君及び宮崎秀樹君が選任されました。

○委員長(宮澤弘吉) これより十一案件を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○立木洋君 十一件のうち四件の条約、協定、議定書について反対の立場から意見を述べさせていただきます。まず最初に私は、米軍地位協定に関する日米特別協定に反対の討論を行います。

第一の理由は、特別協定方式を採用したことによつて米軍地位協定を事実上改定し、米軍駐留経費の制限ない日本側負担への道を切り開くことになつたことである。

アメリカは、一九八〇年にピンクニー米国防次官補が証言したように、米軍人の給与を除く駐留経費を日本側に負担させようとしておりますが、基地労働者の給与のように米軍負担が義務づけられたものは米軍地位協定上不可能であります。そこで、アメリカの対日要求に全面的にこたえるための措置としてつくられたのが本特別協定であります。したがって、手当にとどまらず給与本体などにもこれが拡大される危険性が十分にあるのであります。

第二の理由は、日本の軍事費拡大に拍車をかけ、福祉、教育等国民生活予算をますます削減し、犠牲を大きくすることであり、六十二年度予算に計上された百六十五億円のために国民、特に弱者は泣いているのであります。負担分の五分の一の額でもこうした犠牲をもたらして、これが二分の限度額まで負担拡大となれば、国民は一層深刻な事態に追い込まれることは必至であります。国民をないがしろにする特別協定はこの意味でも認められないのであります。

第三の理由は、今回の労務費負担は、一九八七年度予算におけるGNP比一%枠取り外しとともに一千海里シーレーン防衛の軍事分担と一体のものであつて、日本の安全を守るどころか、反対に日本をアメリカの有事に参戦させる体制づくりの一層深く組み込むものであることにはほかならないからであります。

次に、多数国間投資保証機関を設立する条約についての反対の討論を行います。本条約は、これまで国家的投資保証制度になつた在外子会社による投資、複数にわたる共同投資などを新たに加え、さらに受け入れ国での出資規制、国産品使用義務、雇用規制などの民主的規制の緩和をもくろみ、受け入れ国に投資する多国籍企業などに、より自由な活動を保障し、より一層の高収益を保障するものにほかならないから

であります。MIGAは、投資に対して保証を行う前に、受け入れ国の同意を求め、大きな特徴としていますが、これは、万一事故があつた場合、MIGAの代位求償を求め、発展途上国の開発資金の枯渇という弱みにつけ込んで受け入れ国の経済主権をないがしろにする重大な内容も指摘せざるを得ません。

このように、本条約は、発展途上国の要求である新たな国際経済秩序樹立での経済的諸権利を事実上制限し、アメリカを中心とする支配と従属の旧体制的国際秩序の再編強化につながるものであります。

また、円高不況のもとでの日本においては、我が国の産業の空洞化を一層促進し、国民に重大な打撃を与えるものであることにより本条約に反対をするものであります。

次に、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書について反対の討論を行います。本議定書に盛り込まれている我が国の譲許表は、東京ラウンドなどで、アメリカなどによる不当な対外圧力によつて引き下げられてきた関税率を内容としており、賛成できないものであります。最後に、民間航空機貿易に関する協定附屬書を改正する議定書についてであり、本議定書は、我が国の民間航空機の自主的開発を阻害する自由化措置を内容とした民間航空機の貿易に関する協定に基づくものであり、我が党は、民間航空機の自主的開発の立場から本議定書にも反対するものであります。

以上、四件についての反対の討論を終わります。○委員長(宮澤弘吉) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

まず、文化交流に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めの件の採決を行います。本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。(賛成者挙手)

○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(宮澤弘君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(宮澤弘君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(宮澤弘君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、国際的に保護される者(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、十一案件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) この際、御報告いたします。政府から、国連に対する女子差別撤廃条約実施状況報告が、本委員会の女子差別撤廃条約に関する決議に基づき本委員会に提出されました。

本日、各派理事の承認が得られましたので、これをお手元に配付することにいたしましたので、御報告いたします。

○委員長(宮澤弘君) 国際開発協力基本法案を議題といたします。

発議者中西珠子君から趣旨説明を聴取いたします。中西珠子君。

○委員以外の議員(中西珠子君) ただいま議題となりました国際開発協力基本法案につきまして、公明党・国民会議を代表し、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

世界に類を見ない平和憲法を持つ我が国は、宇宙船地球号などのメンバーとも平和的共存共栄を図らねばなりません。特に開発途上国の経済的、社会的発展への自助努力を支援し、殊に、貧困や飢饉に悩む開発途上国の草の根の人々の生活の安定や福祉の増進に資するような援助や協力を、社会正義に基づいた恒久的な世界平和の達成のため、積極的に貢献することは我が国の国際的責務であります。

しかし、これまでの我が国の政府開発援助(ODA)は貿易の伸長等、自国の経済的利益を図ることを目的としたものが多く、被援助国の支配層と日本の企業のみを潤しているとの批判が後を絶ちません。これからの我が国のODAは、開発途上国の最貧困層が人間としての基本的ニーズを満たし、人としての尊厳を保ち、開発の成果を基本的人権として享受できるようにしていかねばなりません。

このようなODAの重要性にもかかわらず、我が国においてはこれに関する基本的な法律がなく、またこれに携わる官庁も、外務、大蔵、通産、経企等多省庁にわたり、施策の一体化を図るための体制整備が必要である等の問題が指摘されてきました。さらに、現在の国会における予算等の審査ではODAの内容が十分に明らかにならず、援助をめぐる疑惑等が生ずることのないよう国会が事前にこれに関与すべきであるとの強い意見があります。

このような状況から、今般ODA基本法たる本法案を提出し、ODAに関する基本原則を定めるとともに、ODAに関する計画は国会による承認を要することとし、またODAのための一元的組織として国際開発協力庁及び国際開発協力事業団を設置しようとするものであります。

以下、本法案の内容を申し上げます。

第一に、基本原則等に盛り込まれた考え方について申し上げます。

ODAは開発途上国の経済的、社会的発展への

自助努力を支援することを旨とし、主権の相互尊重、平等、内政不干渉の原則に従うべきは当然ですが、軍事的用途に当てられたり、国際紛争を助長するような、いわゆる戦略援助は行つてはならないことを明らかにいたします。

経済インフラストラクチャーの建設に偏つていた我が国のODAが開発途上国の環境破壊や住民の生活基盤の喪失をもたらした例も少なくありません。このような結果とならないよう、十分な配慮が必要であります。援助案件が被援助国の草の根の人々の生活の安定と福祉の増進につながり、被援助国の経済的、社会的発展に真に役立つかを、かを見きわめるため事前調査を強化徹底する必要があります。

また、当該国に援助を行っている外国の政府や民間組織や国際機関と協議、協力し、これらが行っている援助と我が国のODAとの重複を避け、相互補完的、効率的、効果的なものとするよう努める必要があります。

OECDのDAC（開発援助委員会）の最新の統計によれば、日本のODAはDAC加盟国中、ODAの質をあらわす贈与比率においても、グラントエレメントにおいても、ともに最下位であり、技術協力の割合もDAC加盟国平均の半分以下であります。六十二年一月に行われたDACの対日審査においても、ODAの質の向上と、量的増加、すなわち対GNP比の引き上げを要請されたところであり、量的増大については、政府は最近、日本の膨大な貿易黒字に対する国際的批判を和らげる目的もあって、第三次ODA増進計画の目標達成を二年繰り上げる旨発表いたしました。ODAの資金は国民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであり、納税者である国民に対し資金の使途等を明らかにし、ODAに関する情報を公開すべきであります。また国民の理解を深めるため開発教育の振興など適切な措置をとるべきであります。

第二に、国際開発協力計画について申し上げます。

政府は、ODAは開発途上国の要請に基づいて行われるものだからと要請主義を振りかざして、ODAの総合的計画を国会に提出することなく、ODA予算の増大を年々図つておりますが、国民の税金等で賄われるODAの総合的計画を国民の前に明らかにすべきであります。それゆえ、本法案におきましては、政府に対し、国別、分野別、協力形態別の計画、並びに、国際機関への出資等の計画をその見込み額等関係参考資料を添えて、提出することを義務づけしております。なお、協力案件で二年度以上にわたり実施が予定されているものについては、その内容や実施の期間を明らかにするものとしております。また、政府は国会の承認を受けた計画に基づかない援助を行つてはならず、ただし、災害にかかわる援助や緊急を要するものはその例外としております。さらに、政府の国会に対する報告を義務づけるとともに国会の国政調査権を十分に行使できるようにODAに関する必要資料を政府は速やかに国会に提出するよう努めるものとしております。

第三に、国際開発協力庁及び国際開発協力事業団の設置について申し上げます。

ODAの量的増大のみならず、質的改善を図り、適正かつ、効率的、効果的な推進を図り責任の所在を明確化するため援助行政の一元化をすることとしております。このため、総理府の外局として国務大臣を長とする国際開発協力庁を置き、開発協力の総合的企画、立案、実施等に関する行政を行わしめ、それが管轄する実施機関として、国際協力事業団と海外経済協力基金を統合した国際開発協力事業団を置くものとするにしております。

現在ODA予算は十五省庁にまたがり、総合調整が十分に行われておらず、特に借款はいわゆる四省庁体制で行われており、責任の所在が明確ではありません。援助行政の一元化が必要なゆえんであります。

さらに、開発協力に係る調査、研究、評価、案件の実施、管理などに従事する人材の養成並びに開

発途上地域に派遣する者の訓練を行う特別の機関として、国際開発協力庁に開発協力技術センターを置くものとし、現在の国際協力事業団の国際協力総合研修所の拡大強化を図つております。

なお、開発途上地域に民間から派遣する者の生活の安定に資するため、職業の安定に関し必要な施策を講じることが政府に義務づけられております。

また、開発協力が開発途上国の草の根の民衆を潤すことができるよう民間の非営利団体や地方公共団体等を活用し、必要な補助を与え、欧米先進国で広く行われているコオ・ファイナンス・システムの確立を目指しております。

以上が本法案の概要であります。六十二年二月の国連総会で採択された開発の権利に関する宣言にも明らかなように、開発援助という言葉は好まない開発途上国の心情を考慮に入れて、本法案においては政府開発援助という表現を避け、国際開発協力という用語を使用しております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

○委員長(宮澤弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(宮澤弘君) 次に、請願の審査を行います。

理事会において協議いたしましたところ、第七五号核兵器廃絶のための国際的取決めに係る請願は保留とすることに意見の一致を見ました。

この理事会の協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

国際開発協力基本法案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

国際情勢等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 次に、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、核兵器廃絶のための国際的取決めに關する

請願(第七五二五号)

第七五二五号 昭和六十二年五月二十日受理

核兵器廃絶のための国際的取決めに關する請願

請願者 横浜市中央区山下町二五二豊電ビル

大窪敏三 外一万五千三百名

紹介議員 千葉 景子君

地球の滅亡につながる核兵器を一日も早く廃絶することと世界恒久平和の確立は、全人類共通の願いである。しかし、その願いにもかかわらず、核兵器は増え続け、性能は高度化し、今や宇宙空間をも核戦略体系に組み込もうとする事態さえ生じている。このような状況の中、唯一の被爆国である我が国政府の果たすべき役割は重要であり、国民の信託にこたえる道である。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。
核兵器の一日も早い廃絶のために、第三回国連軍縮特別総会に向けて実効ある国際的取決めができるよう努めること。

第三号中正誤

ページ 段行 誤

二 田中哲君

三 求める件

正

中村哲君

求めるの件

昭和六十二年六月十二日印刷

昭和六十二年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局